

令和元年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和元年12月11日 開会

令和元年12月13日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和元年第4回奈井江町議会定例会

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第4号 奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第7号 奈井江町老人福祉寮設置条例を廃止する条例
- 第 8 議案第12号 奈井江町森林環境譲与税基金条例
- 第 9 議案第1号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第2号 令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第3号 令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公
教育	長	萬博文
総務課	参事	碓井直樹
保健福祉課	参事	小澤敏博
会計管理	者	横山誠
企画財政課	長	小澤克則
町民生活課	長	馬場和浩
建設環境課	長	大津一由
産業観光課	長	辻脇泰弘
保健福祉課	長	石塚俊也
保健福祉課	課長補佐	鈴木久枝
教育委員会	事務局長	松本正志
町立病院	事務長	杉野和博
代表監査	委員	中野浩二
農業委員会	会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局	長	滝本静
議会庶務	係長	東藤美妃代

開会

●議長

改めまして、おはようございます。

第4回定例会出席、大変御苦労さまでございます。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和元年第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則122条の規定により、6番、笹木議員、7番、森山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から13日までの3日間といたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から13日の3日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(1 0 時 0 1 分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、御了承を願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会の報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番、笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

改めまして、皆さん、おはようございます。

令和元年9月13日以降に開催されました議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年9月13日から本日まで、議会運営委員会は2回開催されております。

開催内容を報告いたします。

委員会開催日11月5日、調査事項は、議会懇談会のあり方について。調査内容は、1、議会懇談会のあり方について、2、指定管理者制度の研究について、3、まちづくり実施計画の審議方法についてであります。

委員会開催日12月6日、調査事項は、第4回定例会に関する議会運営について。調査内容は、1、会期及び議事日程について、2、町政一般質問について、3、奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について、4、議案審議について、5、意見案、陳情の取り扱いについて、6、調査について、7、その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、2番、大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 2 番

それでは、まちづくり常任委員会の調査が終了しておりますので、御報告を申し上げます。

委員会開催日 10月8日、調査事項、調査第1号「交通安全・防犯対策について」説明員、調査内容等については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、所管事務調査を行う前に、砂川警察署の担当職員より、交通安全・防犯対策に関し講話をいただき、調査の参考といたしました。

本町の交通安全に対する町民意識は大変高く、特に高齢者や子供たちの安全を守るため、交通安全指導員会、交通安全協会などの関係機関を初め、多くの町民の皆さんが街頭啓発等に参加いただいていることに敬意を表するところであります。

交通事故が夕方から夜間にかけて発生する確率が高いことから、事故防止に有効である反射材や自転車用LEDライトなど、町民へ広く周知し、普及に努めていただきたい。

防犯対策では、特殊詐欺の被害防止には留守番電話等が効果的であるなどの防止策についても、町民へ広く周知願いたい。

また、地域関係機関等との連携を図り、なお一層安全で安心して暮らせるまちづくりに引き続き努めていただきたい。

委員会開催日 10月8日、調査事項、調査第2号「道路・橋梁の維持管理について（現地調査を含む）」

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、本町が管理する道路・橋梁の維持管理では、法令点検等による状況確認を行い、橋梁長寿命化修繕計画、道路パトロールなど総体的に判断し、実施されているところであるが、道路・橋梁ともに老朽化が進んでいることから、順次計画的に改修を進めていただきたい。

また、歩行者の安全確保のため、歩道の草刈り等についても継続願いたい。

今後も計画的な維持管理、パトロールの強化などにより、安全な交通機能の維持に努めていただきたい。

委員会開催日 10月24日、調査事項、調査第3号「排水機場の管理状況について」、現地調査を含みます。

説明員、調査内容については、記載のとおり。

意見・要望といたしまして、近年、台風等による集中豪雨や融雪水の増加により内水氾濫の危険性が高まる中、排水機場の役割は大変重要であります。老朽化により機能低下が懸念されていた奈井江排水機場、新奈井江排水機場では、道営事業により計画的に改修工事が進められ、平成30年度に完了したことから、その整備状況について確認を行いました。

今後においても、適正な施設の点検、維持管理を行い、円滑な運転の実施により住民の安全安心な暮らし、農地の保全に努めていただきたい。

委員会開催日 10月24日、調査事項、調査第4号「障がい者福祉について」

説明員、調査内容等については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、本町における障がい者手帳の所持の状況、障がい福祉サービスの利用、給付実績について説明を受けました。

障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」に基づき、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障がいの種類や年齢にかかわらず共通のサービスが提供されることを目的とされており、本町においてはサービス体制の調整を進め、充足されるよう努めている。

今後においても、「おもいやりの障がい福祉条例」や「障がい者福祉計画」等の着実な推進により、障がい者も地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実に向け取り組みを一層進めていただきたい。

以上、委員会報告といたします。

(広報常任委員会)

(10時08分)

●議長

広報常任委員長、4番、遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。

広報常任委員会より御報告を申し上げます。

委員会開催日9月12日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより17号の誌面構成について。

委員会開催日10月2日、10月16日、10月24日の3回の委員会では、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより17号の校正について。

以上、4回の委員会を開催し、11月1日、議会だより17号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、御了承いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長・教育長)

(10時10分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

まず冒頭、第3回定例会以降、また本州において災害が発生をいたしました。今朝ほどの新聞報道等では、まだ800人近くの方がまだ避難してらっしゃるということもあります。改めてお見舞いを申し上げ、早い復旧を願うところであります。

それでは、第3回の定例会以降の主な事項について御報告を申し上げます。

初めに総務課関係ですけれども、11月25日、本年度の町政功労者の顕彰式並びに感謝状の贈呈式を開催させていただきました。

顕彰の部では、長年にわたり公職を担われ、町の振興発展に大きく寄与された、岡本克也様、橋本ミエ様、藤堂達子様、武市卓様、安達弘高様、山中隆裕様にそれぞれ町政功労賞を、また、あわせまして、多額の御寄附をいただきました3名の方、有害鳥獣駆除事業に御協力をいただきました2名の方々に、それぞれ感謝状の贈呈を行わせていただきました。

次に、企画財政課関係ですけれども、国際交流について、9月の26日から10月4日の日程で、私と高校生、中学生、職員の4名で、友好都市フィンランド、ハウスヤルビ町を訪問させていただきました。

訪問先では、近隣市町含めた教育・福祉関係施設の視察を行うとともに、ハウスヤルビ町の議長、町長を初めとする行政関係者の方々と、フィンランドにおける地方自治や町政運営などについて情報交換を行ってまいりました。

また、国際交流を始めた当時の議長でありますアンナ・カーリーナ・ヤーコラさんを初め、奈井江町にゆかりのある多くの方々ともお会いをし、24年間の長きにわたり育んできた両町の親交を深めてまいりました。

次に、11月27日には、全国の町村長大会に出席し、あわせて、道内選出国會議員に対する要請活動を行ったところであります。

大会においては、添付資料のとおり、地方交付税等の一般財源総額の確保、過疎対策の推進のための新たな法律の制定など、12項目に及ぶ決議を行うとともに、防災・減災対策のさらなる強化推進に関する緊急決議を行っております。

次に、産業観光課関係では、11月23日、新穀感謝祭を行っております。

本年度の水稻の生産については、本町を含む北空知の作況指数が105のやや良と講評されました。本年は、台風などによる被害はなかったものの、シラタあるいは胴割れなどが一部に発生し、品質の低下が見られ、全体的には収量は平年並みと伺っております。

ゆめぴりかの低たんぱく米、いわゆる6.8%以下の割合は約30%で、全道でもトップクラスの成績となっているとお聞きして、まず一安心というところであります。改めて農協を初め、関係団体と生産者の皆様のたゆまぬ努力に対し敬意を表するところであります。

最後になりますが、報告書には記載がございませんが、11月28日午後5時18分ごろ、町内の道道江別奈井江線において交通死亡事故が発生いたしました。まずは亡くなられた方に対して、心より御冥福をお祈りするところであります。

この事故により、平成27年から続いてきた死亡事故ゼロの記録が、1,458日で途絶えたところでありますが、今回の事故を受けて、緊急のパトライト作戦を行っているほか、1月からは高齢者の免許返納の勧奨対策を予定しております。

今後とも、町民の皆様の御協力をいただきながら、気持ちを新たに、交通事故撲滅に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

(教育行政報告)

(10時15分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第4回定例会の御出席、大変御苦労さまでございます。

お手元でございます教育行政報告より、4点につきまして御報告を申し上げたいと思います。

まず1点目は、総合文化祭についてでございます。

11月2日から4日間までの3日間にわたりまして、小中の児童生徒の力作を含めまして、26の団体と個人合わせまして680点の作品を公民館を会場に展示をさせていただき、多くの町民の皆様方にご覧をいただいたところでございます。

また、2日には、文化ホールを会場に、9団体64人の参加者によります芸能発表会を盛会裏に開催をいたしました。文化祭の開催に当たりまして御協力を賜りました、文化連盟を初め関係団体、町民各位に心より感謝を申し上げたいと思います。

次に、2点目は、11月14日に開催をされました、中高連携プログラミング教室についてでございます。

当日、中学校2年生が奈井江商業高校に出向きまして、「じゃんけんプログラムをつくろう」をテーマに、高校の先生方から情報処理に関する基礎知識の御指導を受けたところでございます。生徒たちにとりまして、商業高校の専門的知識や技術を学ぶことができ、ITに対する理解がより深まったところでございます。

次に、3点目は、11月18日、「奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究会」を文化ホールにおきまして開催をいたしました。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会により、学校の紹介とPRを行っていただいたところでございます。

また、第2部では、ジャーナリスト石川結貴先生をお招きをし、「スマホ世代の子どもたちと向き合うために」と題しまして、家庭、大人が果たす役割を初め、携帯、スマホなどに潜む問題や危険性について御講演を賜ったところでございます。

第4点目は、11月27日に開催いたしました、小学校5年生によります米づくり発表会についてでございます。学校田での田植えや稲刈りなどで大変お世話になりました皆様方を学校にお招きをし、子供たちから感謝の気持ちと米づくりに関する学習成果を発表させていただいたところでございます。

この体験学習は、子供たちにとりまして大変有意義な取り組みの一つでもございます。今後とも、農業関係者を初め、町民各位の御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時18分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順とし、なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。それでは、一般質問を行います。

(1. 8番 大矢議員の質問・答弁)

(10時19分)

●議長

8番、大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

改めまして、おはようございます。第4回定例会出席、大変御苦労さまでございます。通告に従い、大綱2点、町長に質問させていただきます。

まず第1点目は、町立病院の今後の運営についてであります。

2018年度の医療費は42兆6,000億円と過去最高を記録し、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年度にはさらに膨らむことから、医療費削減のため、政府は2025年度時点で望ましい病床数が全国で約119万床になると推計し、都道府県に計画を策定させました。この計画を進めるためには、現状より5万床以上減らす必要があるということでございます。

この地域医療構想の実現に向け、厚生労働省は9月26日、全国1,652の公立、公的病院のうち1,455の病院について、2017年度のデータをもとに分析し、診療実績が乏しく、再編、統合が必要とする424の病院名を公表しました。来年の9月までに結論を出すよう求めていく方針ということでございます。

そのうち道内は111病院中、約半数の54病院、空知管内では7病院が示されました。奈井江の名前はありませんでした。データがそろわず分析から外れた197の病院については、改めて再編の検討をされ、今後示されてくると思われま。

いずれにいたしましても、国が求めている2025年の地域医療構想の実現、さらには2040年度までの医療提供体制改革に生き残れる病院経営を目指していかなければならないところであります。

また、国が進める医療制度改革や人口減少、少子高齢化などにより、病院経営は厳しく、2018年度決算では、国立病院の利益率はマイナス2.3%で1億7,391万円の赤字、公立病院の利益率はマイナス13.2%で6億4,194万円の赤字で、民間を含めた一般病床全体の利益率はマイナス2.7%となったと報道されました。アンケート調査によりまして、53.8%、半分以上が赤字経営に陥っているという報告もされています。

一方、奈井江町立病院については、平成28年度に策定した新病院改革プランに基づき、経営改善に向け大変努力をいただいているところでございますけれども、依然厳しい経営状況であります。

町長は、本年度の予算大綱質問に対しまして答弁で、できるだけ早期に、幅広く意見をいただきながら、今後の町立病院のあり方について検討を進めていきたいというふう

に答弁されています。

これまで奈井江町は、病院を中心とした病診連携、病病連携など、福祉を柱としたまちづくりを推進してまいりました。また、新たな地域包括ケアの要である病院事業をどのように取り扱うのかは極めて重要なことであります。新年度予算、後期計画を策定する時期となりましたので、取り組みについて伺いさせていただきます。

まず1点目は、町立病院のあり方について検討を進めていくということでございますけれども、本年度の取り組みと今後の進め方、スケジュールについて伺います。

2点目は、中空知地域医療構想調整会議での協議内容と、国が進める地域医療構想の対応について伺います。

3点目は、今後検討されていく中で、民間譲渡や指定管理も視野にあるのか、町長の所感を伺います。

以上3点について答弁をお願いします。

●議長

(10時23分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員からの町立国保病院の今後の運営に関する御質問であります。取り巻く状況につきましては、今議員から御指摘のとおりだと私も認識をしております。

過疎化や医師不足による患者数の減少など、それぞれの地域が抱えるさまざまな要因により、北海道内の自治体病院は大変厳しい経営状況となっておりますし、2018年度決算では、道内14の病院事業会計が資金不足となっているところであります。

当院は、病診連携や病病連携など、早くから他の地域医療機関との連携を促進するなど、地域での役割分担による効率的な運営に努めてきたほか、新公立病院改革プランに基づく経営改善などにも取り組んでまいりましたが、近年は人口減少や高齢化の進展による患者数の減少などもあり、当院の事業会計においても、本年度末には資金不足に陥る見込みとなっております。

1点目の町立病院のあり方検討に係る本年度の取り組みと今後の進め方、スケジュールについてということでもありますけれども、経営改善を進めるため、早期に病院のあり方について検討を進める必要があることにつきましては、第1回の定例会大綱質疑でお答えしたとおりであります。

今後さらには後期高齢者が増加していく見込みの中で、当院がどのような医療機能を担い、どのような規模であることが望ましいかなど、しっかりと将来を見据えた上で、あり方を検討していく必要があると考えております。

検討に当たっては、町内外の有識者による委員会を設置し、進めてまいりたいと考えておりますが、議論を行う上では、現在の経営状況の分析や患者数の動向、また、人口

の将来推計や受療動向など、多様な資料を提示していかなければならないと考えております。

また、令和2年度は診療報酬改定の年度でもあり、この情報も確認した上で検討を進める必要があることから、検討委員会の設置など、本格的な議論は令和2年度に集中的に行うものとし、令和3年度の当初予算編成に間に合うタイミングで、結論を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、本年度については、検討委員会に向けた資料の作成及び委員の人選や推薦依頼、院内の合意形成など、準備を進めているところであります。

なお、検討に当たっては、国や北海道にも協力をお願いして、経営アドバイザーの派遣など、可能な制度を活用し、よりよい議論をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の中空知地域医療構想調整会議での協議内容と、国が進める地域医療構想の対応についてということでもありますけれども、国は、2040年の医療提供体制を見据え、地域医療構想の実現、医師・医療従事者の働き方改革、医師偏在対策の3つの改革を一体的に推進しています。

その中でも、地域医療構想は2025年までの実現を目指すこととしており、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を立ち上げ、医療計画において定めている、将来の必要病床数を達成するための方策、その他、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うこととしています。

中空知地域医療構想調整会議につきましては、平成28年度より年数回の会議を行い、地域医療構想に係る取り組みの方向性や状況の確認など、地域の医療機関等における情報の共有と意見交換を行ってきています。

国は、地域医療構想の実現に向けた、病床機能の分化や連携、再編統合など、具体的な議論が進んでいないとして、本年9月26日、御指摘のとおり、急性期と高度急性期の病院のうち、診療実績が少ない、または類似病院が近接しているなど、一定の条件に該当する病院について、再検証対象医療機関として公表を行い、おそくとも来年9月末までに結論を得るとしてはいますが、現時点では国から正式な要請文書は発出されていない状況にあります。

名簿の公表後に、全国で開催されたブロック別意見交換会では、各地域の医療構想調整会議などの求めに応じて、民間の医療機関や、当院のような慢性期医療機関の診療実績データ等についても公表を検討していくとしていることから、今後は、地域の実情を踏まえた上で、再編統合の議論なども含めた話し合いが行われていくものと考えております。

3点目の検討していく中で、民間譲渡や指定管理も視野にあるのかという御質問であります。検討委員会で議論をいただくに当たっては、人口推計や医療需要などを勘案しながら、将来にわたって当院が担っていくべき役割を明確にしながら、診療科や病床数、経営形態など幅広く検討をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、当院は、今後も地域包括ケアの中心的な施設としての役割

を担っていくことが必要であることから、十分に議論をいただいた上で、町民に必要とされる病院であり続けることができる経営を目指していきたいと考えております。

以上、大矢議員からの御質問にお答えします。

●議長

(10時30分)

大矢議員。

●8番

詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、病院、1点の質問に対しましては、今年度、いろいろなデータ等を集積し、令和2年度、来年度、集中的に検討会議を進めて、令和3年度までの予算に間に合うように結論を出したいということなんですけれども、実際に、今ほども話されたように、来年度、診療報酬改定ということで、今の話では、給与を上げる方向には持っていくけれども、薬価を下げ、医療費全体としては下げるという国の方針です。ということは、決して病院事業にとってはプラスになるとは、とっては私は思えないですね。

そんな中で、国は2025年度には病院数をこれだけ減らしますといったら変ですけども、病床全体としては現状とそう変わらないですけども、今の置かれている救急医療とか、慢性医療の病床をずっと減らしてシフトしていくという中で、どうやったら奈井江の病院が生き残っていけるのかというのは非常に難しい問題だと思うんです。

今言われたように、半分以上の病院が赤字経営で、先ほどもありましたけれども、道内で14の病院が資金不足、奈井江の病院も今年度は資金不足に陥るという中で、行政としてどこまで支援していけるのかというのが一番重要なことだと思うんです。

私は議員として町内を歩いて、奈井江の病院は残していただきたいという町民の思いがあるのですが、その辺で、どこまで町として支援できるのかというのは、これから協議されていくんだと思うんです。

町長の思いとして、病院を残して、どうしても必ず残していくんだという姿勢があるのか、それとも病院という事業を残すためには、民間、そういうものも含めてやっていくという考え方なのか、その辺もうちょっと突っ込んだ話をお伺いできればなと思います。

●議長

(10時33分)

町長。

●町長

改めて大矢議員の御質問にお答えいたしますけれども、趣旨は最後のところだと思いますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、当院は、今後も地域包括ケアの中心的な施設としての役割を担っていくということ。これについては、どんなことがあっても揺るぎないものとして、私だけじゃなくて、町民の皆さんも求めていることだという

ふうに思っています。

そういうことでありますし、それで、今国が議論している、いわゆる病床数の削減ということでの広域的な医療の連携、これは民間病院も含めたということですが、まだそこまで至っておりませんが、その議論を待つということも大切なことなのかもしれませんが、奈井江町の町立国保病院が置かれている医療的な環境だとか、地勢的なものも含めて、それらを本当に総合的に勘案して、今までも一般会計が、どれだけ支えてきたということがあるのは確かなことであります。

冒頭申し上げたとおり、現実的に資金不足に陥るということは、過去においても同じような形の経営が進んでおりましたけれども、そのことをしっかりと明確に町民にも理解していただくつもりで、今年度の予算編成をさせていただいたところでありますから、そのことをもう一度しっかり検証するというところから始まる。

指定管理がありきだとか、そういうことではなくて、どんなことをしても、奈井江町立国保病院が奈井江町の地域医療と、そして地域包括ケアを担うという視点で、何が正しいというか、何を求めていくのかという議論をしなければならないというふうに思っています。

●議長

(10時35分)

大矢議員。

●8番

よくわかりました。奈井江の中には町立病院はありますし、ほかに個人病院も3つあります。砂川には市立病院もあってということで、町民の皆さんが奈井江の病院に対してどれだけ思いがあるのかというのは、今の段階では私は何とも言えないんですけど、奈井江のまちづくりの中にあっては、病院がなくてはならない要だということを踏まえて、町民に奈井江の病院を支えていくんだという意識づくりを進めていただきたいなと思っております。

もう一点、国は2025年ということで、区切ってどんどん進めようとしていますけれども、先ほどの中空知の調整会議の中でも、私もちょっと見させてもらったら、余り議論は進んでないのかなというふうに思っております。

今、美唄の病院も建て直し、それから岩見沢の病院も建て直し等々も協議されている中でありますけれども、地域の中では、そうやって地域医療を支えていかなきゃならないということをやっているということをもっと国に対して言っていっていただいて、拙速な結論を出すようなことのないように、国に対しても地域を挙げて取り組んでもらいたいなというふうに思っております。

これは要望ということで、答弁は要らないですけど、そういうことをお願いをしまして、この質問については終わらせていただきたいと思っております。

2番目の質問に移らせていただきます。

地方創生総合戦略についてでございます。

国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確立して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成26年、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。この法律に基づき、現在、全ての都道府県、それと1,740市区町村において、地方版の総合戦略が策定され取り組んでいます。

しかし、平成30年度においても、東京圏への転入超過は13万6,000人以上となり、地方の人口減少、働き手不足による地域経済の縮小に歯どめはかかっています。

このことから、国は第1期で掲げた4つの基本目標を基本に、新たな視点を盛り込んだ第2期総合戦略を12月に策定することになりました。

そこで、奈井江町での取り組みについて、3点お伺いします。

まず1点目は、第1期総合戦略の評価についてでございます。

国の政策を受けて、平成28年2月に奈井江町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実行してきました。今年が最終年度ということになりますが、進捗状況とKPIの達成状況、また、その成果と評価についてお伺いします。

2点目は、第2期総合戦略についてでございます。

国は、継続的に取り組む必要があるとして、6月、第2期総合戦略基本計画を示しました。人材育成、関係人口の拡大など、新たな視点が盛り込まれています。国は、12月、総合戦略を策定するという事になってございますけれども、奈井江町ではどのように取り組むのか伺います。

3点目は、人口減少社会への対応についてでございます。

この政策は、自治体同士の過度な住民サービスによる、住民を奪い合う不毛の戦いにつながったという批判もあります。行政区域を超えた広域的な連携と、人口減少施策には限界がありますので、人口減少社会の中で住民サービスの維持に向けた、奈井江町独自の施策が必要だと思っておりますけれども、町長の考えを伺います。

以上3点について答弁をお願いします。

●議長
町長。

(10時39分)

●町長

大矢議員からの2点目の地方創生総合戦略についての御質問にお答えをさせていただきます。

当町では、平成28年2月に第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国が進める地方創生の方向性を踏まえながら、第6期まちづくり計画、前期実施計画との一体的な推進を図ってまいりました。

1点目の第1期総合戦略の評価ということですが、施策ごとに設定している重要業績評価指標、いわゆるKPIについては、25項目の目標値を設定しておりますけれども、平成30年度の時点で達成度が100%を超えた項目は、新築・中古住宅の購

入助成件数、民間賃貸住宅の家賃助成件数、中小企業への新規保証融資件数、不妊治療費助成件数などの11項目となっております。

人口動向については、本年11月末の住民基本台帳人口が5,333人であり、国勢調査を基準に推計している人口ビジョンの2020年の推計値と比較すると、現時点で184人上回っております。来年までの人口の自然減や、国勢調査人口と住民基本台帳人口との差異を加味しても、2020年の推計値を大きく下回ることはないと思っております。

これらの状況から、第1期総合戦略に対する評価としては、定住関連施策の積み重ねが新たな人の流れを生み、人口減少に対しては一定の抑制効果が生じていると捉えておりますけれども、町全体の地域活性化という点では、大きな変化を与えている状況にはなく、目に見える効果を上げるには、まだまだ時間を要するものと考えております。

第2期総合戦略においても、引き続き、PDCAサイクルのもと、年度ごとに、KPIの達成状況、施策の効果検証を行いながら、計画の実効性が高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の第2期総合戦略の対応でありますけれども、本年6月に国が示した、まち・ひと・しごと創生基本方針2019では、第2期総合戦略の策定に向けて、第1期戦略の枠組みを継続しつつ、充実・強化を図ることとされております。

また、第2期総合戦略における新たな視点として、地方への人・資金の流れを強化する、人材を育て生かす、誰もが活躍できる地域社会をつくるなどに重点を置いて施策を推進することとしております。

第2期総合戦略の策定に向けた当町の対応につきましては、第1期で掲げたKPIの達成状況や、役場内部における事業評価、各施策に対する町民意見等を踏まえて、国の方針と同様に、現戦略の枠組みを維持した上で、引き続き、定住の促進、安心して子育て・教育ができる町を目指して、来年度からスタートする第6期まちづくり計画、後期実施計画と一体的に、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の人口減少社会への対応についてですが、今後も急速に進展する人口減少と少子高齢化は、本町における社会構造に大きな変化をもたらす、町税や地方交付税の減による財政規模の縮小は、これまで当たり前に提供されてきた各種行政サービスやインフラ整備などの見直しを余儀なくされるものと考えております。

このためにも、選択と集中による施策の取捨選択を行い、人口減少や少子高齢化の進展にあわせた持続可能な行政運営体制を確立することが必要であり、かねてから当町が進めている市町村間の広域連携の強化や、公共施設の集約化・複合化の取り組み、また、地域公共交通の充実などの取り組みが、ますます重要になるものと考えております。

地方創生は息の長い政策であり、地域コミュニティーの強化、地域活性化の核となる人材の掘り起こしや、育成、活動を支援するとともに、民間の主体的な取り組みと連携を強化することも、地方創生の充実・強化につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、地方創生を初め、過疎対策事業など、国・道の各種施策や関係制度の十分な活用を図りながら、人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行

政運営体制を確立していくことが肝要と考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時45分)

大矢議員。

●8番

今ほど答弁いただきまして、1番目の評価ということでは、推計よりはいい状態で今進んでいるということは理解をしているところでございます。

その中で、実際的には人口減少は止まった訳ではないということなんです。

それともう一つは、先ほどもあったように、東京一極集中、北海道でいえば札幌に集中するという現象はおさまってはいない。

奈井江の中でも移住・定住進んでいますけれども、あまり都会から移動したという事例は、私はあまり認識してないですね。近隣市町村の中からの移動が多いという格好の中で、なかなか都会への人口集中を止めるまでには至っていないという、人の流れを変えるまでには至っていないのは国も認めて、それで2期計画をやるんです。

そんな中で、今回、新たな発想というんですか、生まれてきたというのは、その辺だというふうに認識しているんです。前の1期計画というのは、仕事をつくる政策だと言われています。今回は人をつくる政策といいますか、人を呼び込む政策。そのために資金的な援助もしますということなんですけども、まだ12月中ということですから、まだ具体的な予算等も含めての国の制度は見えてこないんです。

私もインターネットで検索していたら、11月22日付で第20回の創生会議の中の資料が載っていたんですけども、その中にいろんな政策が出ているんですね。そういうことを取り組んでいかなきゃならないのだなという中で、私ども、ちょうど来年が後期計画が始まるということで、今もう詰めている段階の中で、これを、今月中に出てきたものを来年度の予算にすぐ反映できるのかといたら、なかなか難しい面があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はある程度詰められているのかどうかということ。

もう一点、この中で注目したのは、地域おこし協力隊ですか。これは、今、国も随分いい制度だと認めているんですね。実際に都会の人が田舎のほうにかなり移って行って、そのうち若い人が大変この制度に乗っている人が多い。6割以上の人がある地域に住み続けているということで、これを今までの倍ぐらいの人に増したいというような話も載っているんです。

そういう面では、奈井江町はどうもこの制度に余り乗って、今までやってこなかったんですけども、あらゆる政策について、奈井江に有効だと思うものは取り組んでいかなければ、なかなか都会からは人を呼ぶということにならない。

結局、先ほども申し上げましたように、同じ地区の中で予算をつぎ込んで人の奪い合

いをしているということで、反対に地域の疲弊を生む結果になっているんじゃないか。

財政的に苦しい中でそういうことをやるというのは、大変厳しい状況の中で、なお自分の首を絞めているんじゃないかという懸念もあるんで、その辺、町長の所感を伺いたいと思います。

●議長

(10時48分)

町長。

●町長

改めてお答えしますけれども、本当に大矢議員が懸念されるといいますかね、客観的に見て、今の状況の分析については、私も同感するところが本当に多くあります。

今、これから発表されようとする、まち・ひと・しごと関係の国の施策等々も含めて、それが反映されるのかということなんですが、そのことも含めて、要は奈井江町がどういう方向でまちづくり、どんなことをしても、私は正直に申し上げますが、この人口減少に歯どめをかけるということは、私は難しいと思っています。はっきり申し上げますが。

そういう中で、これは私が選挙に出るときも申し上げたことですが、いろんな形で見直しをして、でも、住み続けることが、しっかりと住み続ける人たちが、生きがいを持っていける町ということを目指すということに、しっかりと軸足を置いてまちづくりを進めていきたいということが大前提であります。

その中で、そうは言いながら、今これから国が進めていく、地域おこし協力隊の話もそうですけど、いろんな施策の中で、奈井江町がそれを活用できるものをしっかりと探していくということでありまして、言われているもの全部のメニューに取り組むということじゃなくて、奈井江町らしさに合ったものをしっかりと探していきたいし、それを活用できるものにしていきたいということが一点。

それともう一点は、奈井江町で、いわゆる都会から来る人たちが、移住してくる人たちが少ないということではありますが、札幌圏からの人たちも民家に定住していただいておりますし、何よりも奈井江町が知られていないと、定住どころか、まず奈井江町ってどこにあるのか、奈井江町ってこんな町なんだということを知っていただくことから始めなければならないと思っています。

いくら財政的な支援ですとか、いろんな施策を展開したとしても、それが本州と大都市圏に届かなければならないわけですから、そんなことも含めて、マスコミですとか、いろんな形、これは当然財政的なものありますけれども、いろんな手法を使って奈井江をPRしていきたい。

奈井江町には、おかげさまで全国に誇れる工業技術を持った工場もありますし、農業についても、本当にいつも申し上げているとおり、すばらしい良質米の生産する技術がありますから、それらをもっともっと発信して、奈井江町というのはということを訴えて、あわせて、今議員が御指摘の施策を拾い出しながら、まちづくりを進めていきたいと

いうふうな考えを持っています。

すみません、所感ということなので、所感しか申し上げられませんが、御理解いただきたいと思います。

●議長

(10時51分)

大矢議員。

●8番

所感ということですので、町長の考えといたしますか、思いは理解するところでございます。

今回、ちょっと話がそれますが、給食センターを来年から砂川にやってもらうということが新聞に載りましたけれども、地域がどんどん縮小していく中で、先ほど町長もお話にありましたように、今までと同じように同じことをやっていくというのはできないわけですから、その辺はお互いに助け合って、やってもらうところはやってもらう。そのかわり、充実するところは充実していく。選択と集中というのは、これからどんどん求められていくと思います。

そんな中で、私たちだけで話し合っても町民には見えてこないということで、今まで以上に開示といたしますか、町民の皆さんに情報を発信していくことが大事になってくるんだと思います。

その辺で、残念だといいますか、奈井江の場合は超高齢社会ですね。もう40%を超えた高齢者ということで、なかなか人が集まってもらえないんですね。今回、水道の話になりますけども、水道の料金改定の話で、奈井江でも説明会等々もありましたし、インターネットでも上げたんですけども、ほぼ奈井江の人は1人、2人というペースで、なかなか見てももらえない、知ってもらえないというのが現実なんです。

その辺をどうやってやっていくかというのが、大変役場の皆さんも含めて、私どもも考えていかなきゃならない中で、今回、地区担当という職員制度もつくりましたけども、まだまだそういうのが町民に理解されていくまでになっていかないということで、難しいなというのが私も感じているんです。

その辺、町長も改めて今後、こういう町民に対する理解、外に対するアピールも大事なんですけども、町民に対するアピールを今後どうやって進めていくのか、今の考えをお伺いしたいと思います。

●議長

(10時53分)

町長。

●町長

これについても、本当に議員がおっしゃるとおりです。私としてはといたしますか、世の中がずっとそういう状況の中に来て、まさに平成から令和というタイミングもありま

すけれども、自らがどうやってかかわっていくかということを求めていかないと、今言ったように、例えば町政懇談会一つとっても、住民参画といいながら、ツールとしてはあるんですけども、実際に参加数が少ないというのが現実でありますから、これをやっていくために、今、地域担当制度だとか、いろんなことを試みようと考えていただいています。

これも、私も暗中模索、試行錯誤の中で動いているわけですがけれども、皆さんの、議員の皆さんにも御理解をいただいて、一緒に協力をいただきたいし、性急なことができるとは思っておりません。民主主義は時間がかかるものですという、これは、すみません、ほかの本からの読んだものですがけれども、でも、そこから逃げないで、じっくりと取り組んでいきたいということです。これについても、本当にすみません、気持ちしかお伝えできませんけれども、答弁とさせていただきます。

●議長
大矢議員。

●8番
以上で終わります。

●議長
以上で、大矢議員の一般質問を終わります。
引き続き一般質問を行います。

(2. 5番 石川議員の質問・答弁)

(10時54分)

●議長
5番石川議員。

(5番 登壇)

●5番
おはようございます。
通告順に従い、大綱で2問町長に質問いたします。
まず、1つ目の質問は、町長がこれまで商工会をどのように評価しているのかと、今後の奈井江町のまちづくりに商工会をどのように役立てていくのかを伺います。

奈井江町における商工会の歴史は、明治42年、商工業の育成や親睦を目的に商工業者78名が実業同志会を設立したことから始まります。

大正時代の商工同志会を経て、昭和2年に旧商工会が任意の団体として発足しました。

戦時中は一時解散を余儀なくされたものの、昭和23年には奈井江商工会が再編されました。その後、昭和35年の通常国会において、商工会法が可決・決定されたことを契機に、同年会員202名による奈井江町商工会が設立され、来年で法制化60周年を迎えます。

法制化後の奈井江町を含めた全国の商工会は、地域の事業者が業種にかかわらず会員となってお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体として位置づけられました。

その事業を大きく分けると、小規模事業者を支援する経営改善普及事業やさまざまな中小企業施策と地域を発展させるための地域振興事業があり、その内容は多様化しております。

全国商工会連合会の平成30年度の実績では、この際ですから細かい数字を申し上げますが、全国1,652商工会において一般財源化分360億6,000万円の補助金を受け、1万263人の職員が年間159万1,561件の巡回指導と119万3,232件の窓口指導を行い、2万1,148件のマル経融資を決定し、4,934社の新規創業と2,774件の事業承継を決定し、1,901社の経営革新承認を指導し、9,278件の持続化補助金の採択を指導しております。

このように商工会は、中小企業施策や小規模事業者の経営改善と支援を行い、地域経済の活性化を行いながら地域コミュニティーの担い手として住みよい環境づくり、子供たちの健全な育成、地域の防犯、防災、交通安全、活力あるまちづくりなど地域に根ざした事業を展開しております。

奈井江町商工会の会員の状況は、昭和60年度の253事業所をピークに令和元年度は一般会員140事業所と定款会員15名の155会員であり、空知管内15商工会中3番目に位置し、町内商工業者の組織率は72.4%であります。

また、会員は業種にかかわらず、従業員数数百人の大企業から1人で事業を行っている小規模事業者までが参加をしております。

町長は、奈井江町で生まれ育ち、役場に奉職されてから現在まで長年にわたり町民として、また行政マンとして、現在は奈井江町の理事者として商工会をご覧になっていると思います。町長の現在までの商工会に対する評価を伺います。

また、第6期まちづくり計画の後期5カ年の計画の策定を含め、今後多岐多様にわたる奈井江町のまちづくりに商工会をどのように活用していくのかを伺います。

(11時00分)

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員からの商工会への評価と活用ということでもあります。

まずは、総論的な話になりますが、商工会への評価ということですが、奈井江町の本町の商工会が、商工会法に基づいて設立された本町唯一の商工業における非営利の公共団体として、昭和35年の設立以来、商工業の総合的な改善発達と地域の振興発展に大きく寄与されてきたと、これは皆さんが認めるところだと思います。

毎年、町民が楽しみにしている、ふれあいまつり、冬まつり、産業まつりといったイベントでは、会員事業所、そして青年部、女性部、商業部会、工業部会、それぞれの皆さんに主役となっていただいて活躍をいただいております。

さらには、近年、浦臼町との広域連携も含めて、国の中小企業・地域経済への振興策が目まぐるしく移り変わる中で、例えば平成29年策定の町の創業支援事業計画、30年策定の先端設備導入促進税制に係る町の基本計画というようなものについても一緒に取り組んでいただいたということ。

そしてさらには、商工会としても今、会長の立場で議員が進めていらっしゃる29年の経営発達支援計画、これを国から認定を受けて、国の補助金を活用した持続的な経営への支援を強化するというようなことで、本当に会員事業所に対する取り組みも積極的に進めてやっていることは認識をしております。

全国的に地方では、人口減少、地域経済の担い手の減少が課題となっている中で、本町の商工会の会員数について、今ほど数字がありましたけれども、微減と言っていると思いますが、そういう状況にあり、皆さんの努力のたまものだというふうに捉えています。

また、本町の振興発展の中において、これまで一つ言い古された言葉かもしれませんが、行政と商工会、農協が一体となってという言葉でずっとそれぞれの施策が進められてきました。このことについても改めてしっかりと認識をしているところであります。

現在、多くの町民と議論を重ねてまいりました第6期まちづくり計画・後期実施計画の策定が大詰めを迎えておりますけれども、まちづくり自治基本条例の原点を再確認するという視点で、住民自治、相互扶助、未来志向の理念のもとに商工会でも会員相互の自発的な連携のもと、団体として自主性を最大限発揮していただいて、未来志向を持った本町の振興発展に寄与していただきたいと考えているところであります。

議員から、評価というようなこととか、どう活用するのかということですが御発言がありましたけれども、これは私が評価をするとか活用するとかという次元の問題ではなくて、先ほども申し上げたとおり、行政的な立場で、そしてまさに会員各位、農協とかそういうところと違って、同一の業種のもものが集まっているものではなくて、多種多様な業種の方たちがお集まりになって組織をつくっている団体でありますし、それをまとめていただいて行政に対する意見の具申だとか、まちづくりに対する提言だとかということがなされている団体だと思っていますから。改めてぜひ、ぜひというか今も十分認識をしているところですが、改めて本当に会員相互の連携のもとに、しっかりと一緒に力を発揮していただくことを心から願っているところであります。

これもちよっと観念的な言い方しかできませんけれども、いずれにしてもどこかで借りた言葉じゃないですけども、まちづくりのパートナーということで、しっかりと受けとめさせていただいております。よろしく申し上げます。

(11時04分)

●議長

石川議員。

●5番

評価活用というのは、私も商工会の関連者でありますので、謙遜した言葉で町長にはどのように考えられているかということ伺いたかったということでございます。

まさに商工会というのは異業種交流の場であって、異業種の人たちが先ほど申し上げたような交流をしながら、町のために、自分たちの事業のために頑張っているという団体であります。

法制化されて60周年、それから明治42年の任意の団体から110年を迎える商工会とは私自身一体何なのかということが、ずっと自問自答している問題でもあります。

商工会とはもしかしたらお祭りをやっている団体なのかという住民の皆さんも確かに多いと思います。実際、全国連のアンケート調査では、そのような傾向は確かに見られております。

しかし、先ほど申し上げたように、経済団体として事業者の指導を支援し、事業者は地域振興を貢献するということが商工会の最大唯一の目的であります。お祭りは、ただのその一つ的手段でございます。私は、今よりもさらに商工会の目的達成度を高めて、事業者はまちづくりに貢献するべきだと思います。

先ほど町長の質問の中で、第6期の後期5カ年計画にどのように活用していくのか、その御答弁がもう具体的に何かがあれば、これに対してというものがあれば、伺いたいと思います。

(11時06分)

●議長

町長。

●町長

今回、まちづくり計画の策定に当たって、3回といいますか、3つのパートに分けて若い人たちから意見を聞く機会、そして商業、農業、工業という産業分野で意見を聞く機会、さらには教育福祉というような部会ということで3つのパートに分けて意見を聞かせていただいております。

今、商工会の意見というか、そういうものをどういう形でまちづくり計画に反映させるかということかと思いますが、私自身はいつも商工会の皆さんから、その意見をいた

だいて、それを支援するのが行政の役割だというふうに、ずっと今まで行政進めてまいりましたし、そのことに変わるものではないと思っています。

ただ、先ほど大矢議員の質問にもありました、まち・ひと・しごとだとか、いろんな形で多様なまちづくりの中からそれぞれの町に合ったものを選びながら進めていくということになったときに、議員と同じように奈井江町における商工業のあり方、あるいはどういう形で、観光重視のところも当然あるわけです。

北海道においても、近年のニセコ地区のように観光をベースに、農業の地域ではありませんけれども軸足を少しずつ変えなきゃいけないというようなところもあろうかと思えます。

そういうことを俯瞰したときに、奈井江町の商工業者の皆さんがどういう方向性を目指すのか。そこに行政としてどうかかわれるのかということをやっぱり見ていかなければならない。そのために国がいろいろな施策を打ってきているわけですが、そこを私どもとして本当に情報を共有しながら、それに向けた対応を一緒になってやっていかなければならないというふうに考えています。

今、具体的に、第6期のまちづくり計画の中に、それがあろうかと言うと、正直申し上げて、施策としては細かいものが出てきていないのが実態であります。ですから、定住対策だとかいろんなものを今やっていくわけですが、その中で新たに商工会の皆さんからの御提言があれば、それはローリングの中でいつでも受けていくことですし、今申し上げた基本スタンスだけは、まちづくり計画の構想の中にしっかりと記していきたいというふうに思っております。

(1 1 時 0 9 分)

●議長

石川議員。

●5番

今の再質問の町長の御答弁を踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、小規模事業者の振興に関する条例の必要性と制定についてであります。

5年前の平成26年、国は小規模事業者の振興に関する施策を推進することを目的に、小規模企業振興基本法及び支援法を制定しました。その2年後、平成28年には北海道が小規模企業振興条例を制定しております。

当時、奈井江町では、駅や文化ホールのある中心市街地に、みなクルやエコープなどが建設され、奈井江町とJA新砂川、商工会の三者が協定書に基づき、地域公共交通を活用しながら中心市街地の活性化や地域のコミュニティーの構築を行う取り決めがなされ、現在に至っております。

しかし、現状では、事業の複雑さや社会情勢の変化の激しさにより、継続しながらも難しい局面に立たされております。

また、同様に町内事業所も5年前より一層厳しい経営を強いられております。

さて、経済産業省中小企業庁は、ことし5月に人口減少や高齢化、国内外の競争の激化、地域の弱体化といった情勢の変化、自然災害の頻繁化など、小規模事業者の事業環境は支援法を制定した5年前以上に厳しい状況追い込まれているとして、都道府県、市町村、産業界といった利害関係者との関係を強化した支援体制の構築が必要であるという見解を示し、5年ぶりに小規模企業振興基本計画を改定し、地域経済の活性化に寄与する小規模事業者の後押しをする為、今までの基本的考え方、事業者の持続的発展という概念を地域の持続的発展に広げるとともに、国と地方自治体の連携を明確化し、あわせて小規模支援法も改正し、小規模事業者の支援体制を再構築しました。

この改定は、第1期経営発達支援事業で見えてきた課題をもとに、従来の重点施策10件を、追加と変更を含めた12件に改善しましたが、特に重要なのは第2期経営発達支援計画について、商工会は市町村と共同で作成し、国の認定を受けること、国は認定をする際に都道府県の意見を聞かなければならないことが定められました。

また、災害対策の認定を受けるための事業継続力強化計画も、商工会と市町村は共同で作成し、都道府県の認定を受けることが決められました。

これらにより、行政側の業務が追加されることから、地方交付税においても業務分を増額することも定められました。

このような状況の中、奈井江町商工会では平成29年に、国から小規模事業者の発達支援計画の認定を受け、以後3年間、国からの総額約630万円の補助金を受けて、小規模事業者伴走型支援推進事業を実施してきました。この事業は5年間の継続が認められている事業であり、令和2年度も4年目の実施に向けて現在計画中であります。

また、この法律によって、小規模事業者にとって有効かつ即効性がある小規模事業者持続化補助金も受けやすくなり、過去3年間の実績で利用件数16件、補助金総額632万円、事業費総額1,100万円に至っております。この事業も来年度においても継続する計画です。

今後、奈井江町商工会が第2次経営発達支援計画や事業継続力強化計画を策定し、中心市街地の活性化や地域コミュニティの構築を含めた奈井江町のまちづくりに寄与する為には、早急な条例の制定が必要であると思うのですが、町長のお考えを伺います。

●議長

(11時14分)

答弁を求めます。町長。

●町長

石川議員の2点目の御質問にお答えをしてみたいと思います。

国において、平成の26年、小規模企業振興基本法が公布され、施行され、また同年10月に、この法律に基づく小規模企業振興基本計画を策定し、あわせて各地の商工会、そして全国組織である全国商工会連合会で、地方行政の中においても小規模事業者支援

を明確に位置づけることが重要であるということでの認識のもとに条例制定運動を展開しているというふうにお聞きしておりますし、捉えております。

一方、道内においては、北海道が28年に御指摘のとおり制定したほか、今年の10月現在ということであると、全道179のうち52の市町村が制定をしているようですし、空知管内では北竜町、沼田町の残念ながら2町にとどまっているというのが現状のようであります。

既に制定された条例を見ますと、前文を設けて、条例本則に小規模企業の振興に関する基本的な理念や事項を定めるといった、今の段階では、まだまだ理念型の条例というふうなものが多いようです。

今議員から、とは言いながらということだと思いますが、御指摘もありました事例として紹介されましたように、その法律の改正等とも含めて、おそらく国としてもより具体的にきちんと進めるということを考えて上での今法律の改正とか、計画といいますか変更というか、そういうことが進まれているよということでの御指摘だと思います。

いずれにしても、本町において中小企業・小規模事業者が、先ほど来申し上げたとおり、本町の経済及び町民生活に果たす役割が大きいことは明確でありますし、これからも中小企業の創意工夫、自主的な努力、これを最大限尊重しながら、商工会と連携を図りながら進めていくということには変わりありませんので、この中小企業・小規模事業者の皆さんが、この制定によって、より活動といいますか事業経営がスムーズに進むものであるとすれば、そこについてしっかりと連携をさせていただいて、勉強させていただいて、条例の制定について向かっていきたいというふう考えております。

●議長

(11時17分)

石川議員。

●5番

再質問もちょっとしつこいようですが、今の町長の御答弁とずれがあるかもしれませんが、ちょっとお話をさせていただきます。

今回の5月の改定は、市町村も地域の小規模企業対策について責任を持って対応していく仕組みが構築されたと私は理解しております。それは町長の今の御答弁にもあったように、一緒に勉強しながらというお話もあるように。

また、法律制定時の5年前から商工会の事業自体が大きく変わってきております。それはこれまで人口も経済も右肩上がりの社会情勢時と同じように、会員に一律平等に普及した施策が、やる気のある会員が職員とともに汗をかき、ともに走るという事業に変わってきているということです。

この中心となるのが、今ほど申し上げている地域の持続力発展のための小規模事業者伴走型支援推進事業であり、その中には事業承継や新規創業など地方事業者にとって大変難しい、しかし重要な課題も含まれております。

奈井江町商工会では、ここ数年、少数ではありますが、これらに対する成果が見られ

ております。

また、農業者の中にも商工会に参加し、経営努力を行う人たちもおります。今後奈井江町の条例によって、このような取り組みがさらに促進されることが見込まれると私は思っております。

まちづくりに大いに役立てるためには、再度御質問しますが、早急な条例の制定が必要であると思っておりますが、御答弁をお願いします。

●議長
町長。

(11時19分)

●町長

結論から言いますと、先ほど最初の答弁で申し上げたとおり、今現在沼田町と北竜町ですか、定めているもの、そして他の事例を見ても、理念型の条例であるということを上申しました。

私自身正直に申し上げますけれども、そのような条例を目を通したことございませんけれども、そういうふうな評価を担当がしているということでもあります。

では、議員からの御指摘もあるように、そして奈井江町として条例を制定するとしたら、どこまで踏み込んだものが書けるのか。あるいは逆に言うと、理念型の条例でも定めることによって事業者の皆さんが求めているものにお力になれるのか、そこもやっぱりしっかり見極めた上で、まずは、一緒に勉強させていただきたいというふうに考えています。

決して、早急ということで期限つきにはなりませんけれども、前向きに取り組ませていただきます。

●議長
石川議員。

(11時20分)

●5番

質問ではありません。できるだけ早くという希望は申し上げておきますけれども、やはり私も理念型の条例というのは、言ってしまうと絵に描いた餅で、余り希望はしていません。一緒に勉強させていただくという町長のお言葉もある以上、商工会もそれに向かって、いろいろ役場と一緒にやっていきたいと思っております。

やっぱりいろいろなまちづくりがあると思っておりますけれども、先ほどの地方創生のお話もそうですけど、やはり商工会も事業者が小規模事業者、これは全国で9割を占める方たちです。

奈井江町にもかなりの割合で商工会員にも会員外の人たちもいらっしゃいます。

それから、農業者の方たちも今徐々に参加が見られております。そういうところを後ろから押す、背中を押すためには、やはりこの条例を活用して、皆さん事業者が総出で

まちづくりを行っていくということが理想でありますので、それを強く進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問を終わります。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(休憩)

(11時21分)

(3. 2番 大関議員の質問・答弁)

(11時33分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

2番、大関議員。

(2番 登壇)

●2番

それでは、私から大綱2点の質問を町長にいたします。

1点目は、第6期まちづくり後期実施計画での定住対策の基本的な考え方についてです。現在策定中だと思われるので大局的に伺います。

全国的には、人口の東京一極集中に変化はなく、人口増減率で見ても増加が見られたのは東京を中心とした7都県、あとの40道府県は減少しております。全道的にも人口減少は平成27年から31年で14万人、空知でも約2万2千人が減少しており、当町も毎年100名前後減っている状況です。

そんな中、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を企画運営する株式会社トラストバンクが東京在住者を対象に調査を行いました。20代、30代の回答者の半数以上が「地方移住に関心がある」と回答しております。さらに20代の16.3%、30代の12.2%が「地方移住を現在検討している」と回答しております。全道とか空知管内でこの数字が当てはまるとも思いませんし、直接奈井江町が候補地になるとも思えませんが、今の若い世代は、都市より地方に興味があるのはたしかだと思えます。

情報通信技術の普及、発達によりまして、テレワークが可能になってきているからというのも理由の一つだと思われます。

当町も平成27年3月に策定いたしました、まちづくり前期実施計画の中で進めてきた定住対策も様々ありますけども、一定の効果は得ていると思えます。

ここ数年、自然増減率は横ばいでありまして、社会増減率についてはもう少しで

プラスに届きそうな数値であります。しかしながら、人口減少がとまらないこの地域での将来の定住対策にも限界があるのではと思います。

近隣の市町村でも似たような対策を打ち出しておりますし、かといって、これ以上は財政的に難しいかなとも思います。もっと広域的なPRや新しいアイデアが必要と考えますが、前期計画での効果や今後の方向性について伺います。

●議長

(11時36分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員からのまちづくり後期計画での基本的な考え方ということであります。

再々申し上げますが、平成27年度からの10年を期間とする第6期まちづくり計画を策定をして、今まちづくり自治基本条例の基本理念であります町民参加と協働によるまちづくりを進めるとともに、国の地方創生の動きとあわせた第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、定住対策に重点を置いた各種の施策を計画的かつ効率的な推進を図ってきたという状況にあります。

本年度、前期実施計画5年間の最終年度を迎えるということになりますけれども、現時点における定住関係の実績ということで申し上げますと、新築住宅の建設助成では、5年間の合計助成件数が36件で、このうち町外からの転入が16件。

また、中古住宅の購入助成では、5年間の合計助成件数62件であります。このうち町外からの転入が25件ということであります。

さらには民間賃貸住宅家賃助成で、5年間の延べ件数155件のうち、町外からの転入世帯16件ということで、この3事業を合計した5年間の町外からの転入世帯は57件、人口にすると148名となっている状況にあります。

この57件のうち28件が子育て世帯ということで、就学前の子供の増加によって、小学校の入学人数が、5年連続で出生時の人数を上回っていることなどさまざまな効果があらわれてきているというふうに思っております。

このことは、奈井江町が取り組んできた定住対策について、転入者の方々から一定の評価をいただいている結果ではないかなというふうに判断をしているところであります。

現在、来年度から始まる後期実施計画の策定に向けて各種事業の検証、町民意見の把握を進めておりますし、現施策の必要な見直しを行った上で、後期実施計画5年間においても、重点事業として定住対策を推進していきたいというふうに考えております。

急速に進む人口減少対策、そして少子高齢化に対応するためには、定住関連施策の総合的な展開にあわせて、奈井江町の持つ、農・工・商の魅力を効果的に発信し、町の知名度といいますか認知度といいますか、これを高めていくことが必要であるというふうに考えております。

このため、中空知を初めとする近隣市町、北海道など関係機関が進めている各種施策との連携、そして多様なネットワークを活用するなど、官民連携によって定住人口、交流人口、さらには、昨今言われております関係人口の拡大について、つなげていかなければならないというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、来年度からの後期実施計画において、町民の皆様と一体となって定住対策に取り組んでいくという、この姿勢には変わりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長

(1 1 時 4 0 分)

大関議員。

● 2 番

ただいま町長の答弁、細かい点も答弁していただきましたけれども、一応前期計画5年間で148名の転入があったということで、対策の効果があったと私も認識をいたします。

先ほど大矢議員の質問の答弁でもあったことですが、当初の人口ビジョンの推計値でも、2015年、推計値では5,647人のところが実績では5,674人ということで若干増えていますし、2020年の推計値でも5,149人のところが、11月20日現在で5,335人と、かなり推定値の上では人口が上回っている状況であります。

先ほど町長の答弁の中で、人口減少の歯どめは難しいということもありました。自分もやはり、この近隣で増えている市町村がない中で、奈井江町だけ人口減少をとめて人口増加に変わっていくのはなかなか難しいとは思いますが、大矢議員とも認識は同じですし、町長とも多分同じかなと思いますけれども、もう少し奈井江町のPRという部分を前面に出して、定住対策と絡めて進めていくべきかなと思います。

先ほど町長が答弁の中で、奈井江町のことを知らない人がたくさんいるということでありましたけれども、自分も本当にそう感じております。いろんなネット検索をしても、定住対策等々で、どこの町も子育て世帯をターゲットにしておりますし、町の職員の言葉で言えば、成功した町の成功例をそのまま真似してもうまくいくとは限らない。自治体の役割は、それぞれの地域に合った戦略をいかに見つけ出して、それを行政が一丸となって実現させるかが大事だとも述べております。

また、失敗を恐れず挑み続ける姿勢も成功の鍵だとも言われています。どちらかというと議会も、すぐ結果を求めがちでありますけれども、その辺もやっぱり議員の一人としては拙速に結果を求めたい姿勢も大事かなと思います。

再質問で、町長にもう一度お伺いしますが、大矢議員との答弁ともかぶるかもしれませんが、先ほどいろんな場面で町としてPRをしていきたいということがありましたけれども、このPRをする部分に関連して、後期計画にはどこかの部分で反映され

ているのかということをお聞きしたいと思います。

●議長
町長。

(1 1 時 4 3 分)

●町長

今ほどの再質問でありますけれども、まさに先ほど大矢議員の質問、そして石川議員の質問にも重なった答弁をさせていただいたかもしれませんが、例えばの例で申し上げますと、過日、私もフィンランドに訪問させていただきました。フィンランドでの今の施策、ネウボラという子育て支援施策がありますけれども、これも今回のまち・ひと・しごと創生等の中で、愛知県の都市で、まさに妊娠から出産、そして子育てに向かうまでの子育ての包括支援ということでの発想が取り上げられて、注目をされているんですけれども。

奈井江町の実態とフィンランド・ハウスヤルビ町の担当の方との話を比較させていただくと、フィンランドでは1920年代からもうこのことが進められていると、決して新しいことではない。奈井江町で今国が進めているネウボラのモデル事業的なものを比較すると、実は同じことをもう既にやっていると。皆さんが評価していただいているとおり、私どもの保健センターでの活動、そして認定こども園だとかの活動は、しっかりと先進的な事例として言ってもいいぐらい、きちんと根づいているということを確認しました。

これはフィンランドの場合は、ここに宗教観、人生観ということに対してのスタッフが1人加わるわけで、神父さんとか牧師さんが入ってくるそうですから、まさに生きるということの教育もその中で入っているところで、ここはちょっと違うところでありましたが、それを除く部分ではやはり7歳までの支援はネウボラでちゃんと責任を持って、その後は学校につながりますよということでありました。

でも、私どもは今回もう既にそれぞれの担当のほうで取り組んでいますけれども、認定こども園から、そして小学校につながる情報の共有だとかいうことを、進めていきましょうということはずっと言っていますし、担当のレベルでは本当に妊娠の段階から、生まれた時から小学校、中学校、場合によっては高校までずっと顔も名前も、そして親の状況も承知している、仕組みというのとは違うと思うんですけれども、これは小さな町だからこそのものだと思います。

そういうものをしっかりとアピールしていくということが、奈井江町に来たら安心して子育てができるんですよということだと思いたうんですが、残念ながら、これは批判ではありませんが、やっている当事者もそれほどそんな気にしていないんですね。もっともっと胸を張っていいということが、奈井江町にいっぱいあると思います。

そんなことをアピールすることと、先ほど来3人の方々から御指摘をいただいている施策を重ねあわせた中で、やっと奈井江町に行ってみたいなという思いが出てくるんだ

と思います。

マスコミ等々によって事業をご覧いただいても、うちでやっていることと同じことがいっぱい載っているんですが、残念ながら奈井江町の記事は少ないということもあると思います。

そういう意味での発信、そして奈井江町が持っている、先ほども申し上げました、いろんなポテンシャルをしっかりとやっていくことが、まさに関心を持っていただくことから始まって、興味を持っていただくことから始まって、定住の促進につながるというふうに認識をしています。

では、具体的にそれを第6期の後期計画の中にとということについては、まだまだ理念しか載せることができないかもしれませんが、これこそが試行錯誤で続けていかなければならないと思っていますから、これは行政だけの問題ではなくて皆さんもやっぱり、一番波及効果があるのは、健診でも何でも実は口伝てなんですね。

そういう意味で私も、かねてから申し上げているとおり、本当に皆さんと一緒にって口伝て、そして都会にいる友達に対しても口伝てですね。そういうことで重ねていくことが広がり、PRの大きな力になると思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

理念はきちんと計画の中に盛り込みますが、実施計画というハード的な部分でのものは、なかなか載せていくことが、上手に載せていくことが難しいので、いろいろと挑戦をさせていただきたいと思っています。

●議長

(11時48分)

大関議員。

●2番

後期計画に理念を載せていくということでありましたので、しっかりと自分も後期計画を見ながら、期待をしたいと思っています。

1点目の質問については以上で終わります。

2点目の質問です。

奈井江町の基幹産業であります農業分野についてのことです。新規就農者の今後の支援対策について伺います。

現在、奈井江町の農業は約2千ヘクタールの面積を180戸の農家が支えています。しかしながら、現実的には販売農家数で148戸、認定農業者数でいうと108戸しかいません。あと数年で100戸を切る状況です。

空知総合振興局の試算でも、平成27年から令和12年には総面積は若干減り、平均耕作面積は現在の11ヘクタールから15ヘクタールへ拡大するが、農家人口は4割減少し、65歳以上の割合も4割を超えると予想されています。

当町の農業委員会としての課題でも、認定農業者の大幅な増加は見込めない状況、後継者の確保及び新規就農者の発掘が必要と認識をしております。

国の支援策では、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成強化資金などさまざまな対策がありますし、北海道にも農業担い手センターがあり、いろいろな相談に乗るところもあります。

当町としても、後継者の確保だけではなく、新規就農者を獲得する手段を検討しなければと思います。耕作放棄地が出てからでは遅いとも思いますので、当町で就農を希望するような支援策の検討について町長に伺います。

●議長

(11時51分)

町長。

●町長

2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度の道内における新規就農者529名で、うち117人が自ら農地を取得して新たに就農した新規参入者となっていて、これは全体の2割ということのようであります。空知管内におきまして、新規就農者76名で、新規学卒者とUターンが9割を占め、農外からの新規参入は1割というのが実態のようであります。

本町におきましても、土地利用型農業の割合が高い地域であることから、新規学卒者とUターンによる親元就農の割合が高い、これは御承知のとおり状況であります。

現在、本町の担い手農業者への農地集積率がおよそ9割であり、地域における中心的経営体への農地集積が順調に進められている状況ではありますが、人口減少、高齢化が進む中において、将来、農業の担い手不足が地域課題の大きな課題の一つであるということは、皆さんとの共有するところだと思います。

本町では、新規就農者に対して、農業次世代人材投資資金等を活用した担い手支援、また農業担い手センターとの連携による農外からの就農あるいは第三者農業経営継承についても対応しておりますけれども、定着化には地域や関係機関等による周囲のサポートが重要であると考えております。

このため、農協、農業改良普及センター、農業委員会、役場等の関係機関が中心となって、第三者継承を含む就農希望者が目指す経営形態ごとにサポートチームをつくり、経営計画策定から継承後のフォローまで、きめ細やかな相談支援を行ってまいりたいと考えています。

また、先般、新すながわ地区の営農対策協議会において、担い手不足や耕作放棄地等対策、これはその時になって遅いという今御指摘がありますけれども、これらに取り組む出資型法人の先進地ということで、それぞれの地域に合った取り組みの視察を、うちの担当のほうでも行ってまいりました。

本町においても、今後想定される担い手不足、農地に関する課題をしっかりと整理した上で、どのような対策が望ましいのかを関係機関で共有しながら検討してまいりたいと考えております。

これは古くて新しい課題でありますけれども、やはりしっかりと、特に農協さん、農業

委員会とチームを組んで、具体的な取り組みができるのかどうかも含めて進めていきたいと思っていますので御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

●議長

(11時54分)

大関議員。

●2番

ありがとうございました。非常に人口減少とともに農家人口も減っていますので、同じような問題かと思えます。

全国の新規就農者数は平成27年をピークに減ってきて、49歳以下ですけれども、平成27年は2万3千人ほどいたものが、平成30年では1万9千人に減っています。

また、全国の新規就農者にアンケートをとった結果、農業を始めるに当たって用意した資金の平均は528万円となっております。実際にはもっとかかるという人もいます。

先ほど言いましたけれども、農業次世代人材投資資金、準備型と経営開始型があります。

これは国に申請をすれば150万円くれる資金ですけれども、そのほかに青年等就農資金ということであれば、最大3,700万円を無利子で融資してくれるという事業もあります。

資金面では国や道にお願いをするべきだと思いますけれども、そのほかの方法については、やはり市町村単位でいろんな検討をしていかなければいけないと思います。

先ほど町長が答弁の中で、いろんな団体と協議をしながらということでありましたけれども、現在の奈井江町の農業を見ても、農業後継者と言われる人たちは、冬期間ほとんどの方がアルバイトに行っています。冬期間ですから5カ月から4カ月間をアルバイトで生活をしている、農業者の場合これが実態です。

こんな状況で新規就農者をどこかから引っ張ってきたとしても、やはり冬場仕事場がないとすると、なかなか来てくれないと思うんです。

例を挙げますけれども、枝豆で有名な十勝の中札内村ですが、あそこは枝豆で急速に伸びまして、全国の学校給食に提供していますけれども、ほとんどの農業者が枝豆をつくるという作業にみんないろんな形で取り組んでいるというか、協力し合っているんですよね。ですから、冬場であっても農業者の仕事はそこにあります。

ですから、奈井江町としても、新規就農者が入ってきた場合に、冬場に何かどこか他の企業に仕事に、他の町に仕事に行くのではなくて、奈井江町の中で何かいろんなところに仕事場を求められるようなことがあればいいかなと思います。

また、受け入れる側も、この新規の就農者について、初めてあった人になかなか優しくできないといいますか、対応の仕方も勉強していかないといけないと思います。

いろんなネット検索で見ると、田舎と農家の人はいいい人だという幻想があると言われています。なので、農家の人はいいい人だという幻想が都会の人は持っている、それが本当だと思いますので、この辺もいろいろ検討していかなければいけないと思います。

個人的には、いろいろ考えあるんですけども、農家の人が入ってくると、1カ所に入ると農家が成功した場合については、他のところに移住しないと思われまので、移住・定住対策にも影響が出てくるかなと思います。

いろいろなことがありますけども、この新規就農者の今後の対策について、町長からもう少し答弁をいただければなと思います。

●議長

(11時58分)

町長。

●町長

再質問にお答えします。

認識としては全く共感をします。私も含めて今ここに農業者でありながら、議員をされている皆さんにとっては、青年期の農業の施策は、昔の農家所得と称する家族全員でそれぞれ稼いで、冬場も稼いだりして家計を維持しましょうという時期から、そうじゃなくて、冬場はしっかり経営戦略を勉強して、農業者が専業でやれる時代が来なきゃいけないということで農業施策が展開をされてきたと私は認識しております。

それが昨今やっぱり機械化が進み、いわゆるスマート農業だとか、どんどん進めば進むほど農業技術だとかも含めて、冬期間にどうのこうのということではなくて、逆に余暇という言い方はちょっと変なのかもしれませんが、それを有効に活用して家族として経営を維持していくというふうに、またちょっと形式が違うんですけども、昔のような形に戻っているというふうに思っています。

そうだとすると、今議員が御指摘のと通りの冬期の就労というのがやっぱり欠かすことができないことですし、逆に言うと、その冬期の就労が地域への活性化に非常に大きく役立っているというのも実態です。

今、中札内の例が出ましたけれども、近傍では富良野あたりは逆に観光でスキー場のアルバイトだとかいうことで、農家の人たちが観光も支えているし、いたという現実があります。

まさにそういうような状況を奈井江町でどうやって現出していくかというのが大きな課題なんですけれども、これはなかなか非常に難しいことでありまして、私も農家の皆さんにお聞きをしましたところ、冬期のアルバイトをされている。特に除雪等々で町内の事業所で働いていただいて、オペレーターに出るとかいろんな形で、まさに町の維持に御協力いただいている方が、そのマンパワーとして農家の方たちがそこを支えていくということもお聞きをしております。

現在そうやっていただいている方については、それでいいんでしょうけれども、改めて新規就農を考えたときに、そこを逆にどうやって就労の場を確保するかということでの御質問だと思うんですけども、これを本当にだからこそ関係機関、これはそして工業と言っているのか、あるいは建設業も含めた奈井江町のあらゆるところに相談をさせ

ていただきながら作り上げていかなければ、なかなか役場だけの行政のほうだけであるべき論を語っても難しいというのが私の実感であります。

今ほど田舎の人たちはいい人たちだというのがありましたとおり、先進事例として出る奈良県だとか島根県だとかのところはみんな、お年寄り、近所の人たちが支える。

まさに転入してきた、お試し居住でもいいんですけども、そういう人たちを地域が仕組みじゃないです、自然とサポートすることで、成功につながっていたということが事例になってきているわけです。

まさに新規就農してくれる方に対する、農家の70代ぐらいになるんでしょうか、マイスター的に農業経営というか、そういう育苗だとか、そういうことをサポートする役割の支援とあわせて冬期間の就労する機会だとか、本当に課題をもう一回きちんと整理をしなければ、その一つ一つを関係機関で潰していかなければ難しいのではないかなというふうに思っています。

正直申し上げまして、具体的に今何を思っているかいうと、答えは持っておりません。それは本当に何回も何回も申し訳ございません。奈井江町、観光地だったら、それは冬の業務とかありますし、そういうことが今現在見つからないから、今の奈井江町の現状があるのは確かでありますので、もう一回そこを整理する時間をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

●議長

(12時03分)

大関議員。

●2番

今後いろいろ議論していくということで、自分もすぐには答え出せないと思いますので、長い目で見ながら、農協とか商工会と協力しながら、この新規就農を目指している人にどういう対策を打てるかということで、今後いろいろと検討いただきたいと思えます。

それでは、私の2点目の質問、以上で終わります。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたしますが、午後は1時15分より再開をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(休憩)

(12時04分)

(4. 4番 遠藤議員の質問・答弁)

(13時14分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番、遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

本日は、大綱、町長に1点お伺いいたします。

児童館3施設の今後の方向性についてということでお伺いいたします。

今や児童館は、地域の中で子供たちの居場所や、また遊びの拠点となっており、日常生活の支援、子育て支援、問題発生の予防、また早期発見の対応などの観点からも、健全育成の地域づくりが重要であると思います。

今では、みなクルも世代間の交流施設として、子供たちにとっては人気の高い施設でもあり、遊びの拠点となっております。また、タブレットの貸し出しも行っているため、日によりますが、多くの利用があると伺っております。

本町の児童館の現状を見ると、1日の平均利用数は、東町で3.3人、南町で4.4人、北町で12.3人、3施設合わせて平均20人の利用があるようですが、近ごろは、こども園の短期保育の年長さんが児童館を利用しているという状況もあるようで、こういった場合には保護者の方が車で送り迎えをしているというふうに聞いております。

児童館については、公共施設等管理計画の中では、公民館に複合化との計画がなされておりますが、私としては、公民館での児童館の機能が本当に可能なのかどうか、疑問に思うところです。

また、3カ所ある児童館はどれも老朽化しており、どこかに児童館を集約し、修繕しつつ利用可能にするのか、建て替えには、財政も厳しい状況の中ですから、そう簡単にもいかないのかなというふうにも思いますし、また、子供の遊びを見ていると、児童館を拠点とし外遊びができる、また、近くに公園があると遊びの場が広がって、よいとも伺っております。

細かいことですが、今後、どこかに1カ所に集約した場合には、特に低学年の子供さんを持つ保護者の方には、児童館の場所が遠くなり、また不安もあるかもしれませんが、場合によっては、会員制で、下校の際に児童館に立ち寄れるシステムもあることですから、そうしたことも想定しつつ進めていってはどうかと思います。

これまでの児童館に対する進捗状況と今後の第6期まちづくり計画でどう盛り込んでいくのかお伺いいたします。

●議長

(13時17分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの児童館の方向性ということでの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の公共施設等の総合管理計画における児童館の複合化の進捗状況ということでもありますけれども、平成29年に策定した公共施設等総合管理計画においては、児童館の老朽化とともに来館者数の減少も進んでいることから、東町、南町、北町の3つの児童館を1カ所に集約し、社会教育センターに機能を移転させる複合化を検討することとなっております。

現在、保健福祉課と社会教育センターを所管する教育委員会において、複合化に向けた管理運営面などの検討を進めておりますが、これと並行して、児童館を一度に1カ所に集約するのではなく、既存施設への段階的な集約化も視野に入れた検討を行っているところであります。

今ほど、決定をとということでありましたけれども、あくまでもこれは庁舎内での計画の中での位置づけでありますから、これからまだまだ議論の余地はあると思っておりますけれども、今申し上げたとおり、段階的な集約化ということも視野に入れて進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目の登録制で、学校から直接児童館に来館できるシステムということであります。

集約化を行う際には、廃止後の利便性に考慮した、新たな運用の仕組みが必要と考えております。下校時に直接来館できる、いわゆるランドセル来館など、他の自治体の事例を参考にしながら、子ども・子育て会議や、関係者の皆さんとともに検討していきたいというふうに考えております。

3点目の第6期まちづくり計画の後期実施計画への反映ということですが、今ほど申し上げましたけれども、現在策定を進めている、この後期計画の位置付けでは、段階的な集約化を含めた将来的な児童館の配置、運営のあり方を踏まえて検討していきたいということでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

●議長

(13時19分)

遠藤議員。

●4番

町長の段階的に進めていくというお話でした。私もそのほうがいいかと思えます。一気に1つにしてしまうと、またさまざまな問題が出てくる、そんなことも多分あると思うので、段階的に、保護者の理解を得ながら進めていってほしいなというふうには思いました。

児童館を1つに集約するというお話は、早い時期から検討がなされていたことと思うんですけれども、結局地元の方たちには、児童館をなくしてほしくないだとか、保護者の人たちにとっては、遠くなるので、ちょっと利用が不便になるのではという、そんな話もあって、なかなかその話が進まなくて、今日まできたんだと思うんです。

児童館を1カ所に集約していくことでは、もちろん経費の削減ということにもなるんですけど、一番大切なのは、集団の中で遊びを通して子供が育っていく、その環境が整うということが、私は一番大事だなというふうに思っています。

それが、今、子供たちの小学校の現状を見ると、授業の時間数がものすごく増えてきている。そして、下校時間が3時半過ぎぐらいになっている。遠くから来る子供さんが、一時帰宅してから児童館に行くとなると4時前後。そして、それから児童館では、暗くなる前に帰宅できるように声かけをするんだそうです。ですから、4時半ちょっと過ぎぐらいには、もう帰ろうねということで声かけをするそうですから、そうなった場合には、今のこの時期は児童館でそうそう遊べないというのか、利用しづらいという、そういう現状があるというふうな話も伺ってきました。

今後、建物がどこかに1つになるということだけが先行してしまうと、また保護者からのいろんな賛同を得るといには、また賛同しづらく、得られなくなるのかなとかという、そんな心配もあるので、1つになったとしても、それこそランドセルをしょって帰りに児童館立ち寄れる、そういうシステムも同時に考えていますよということも、同時に発信しながら話を進めていってほしいなというふうに思いました。

この児童館については、まちづくり委員会のほうで3グループあると、先ほど町長お話ししておりましたけれども、その中には若い人たちもいるんだというお話ありましたけれど、具体的な、そういう児童館の集約、複合化に対するお話というのは、これまでしたことがあるんでしょうか、声を聞いてみたことありますでしょうか。

●議長
町長。

(13時23分)

●町長

まず基本は、今ほど議員からもあったとおり、それぞれの施設が、先ほど御質問の中にもありました、3、3人とか、いろいろ子供さんが少なくなっている中で、その児童館の果たす役割というのは何なんだろうといったときに、逆に集約することで、お互いの子供たちの遊びも含めて、いろいろな環境というのは、人格形成も含めて効果があるとしたら、それは進めなければならないということだと思えますし。

3施設ありますけれども、おかげさまで奈井江町の場合は、ほかの町の児童館と比べて、小さなところに3つあるということで、近間、ほかと比べてということで申し上げますと近間なんですね。ですから、それを集約するというので、今言ったとおり、子供さんにとっていいのかどうかという議論をしていきたい。親の視点だけじゃなくて、子供にとっての視点ということを含めてです。

それで、課題としては、逆に言うと、お母さんが、まさに1回、学校から戻ってきたときに改めて行くと、今度、逆にそのことが遠い、近いという話になってきているわけですから、ランドセル来館ということがあるそうですけれども、そのことが可能なのかどうか。これも行政的にどうのこうのということじゃなくて、利用するお母さんたちが

心配かどうかということですよ。居場所をちゃんと確認できるかと。

こんな視点の一つ一つの課題がクリアできれば、1つのところで子供さんたちが遊ぶことのほうが楽しいだろうし、かつそのことで、支援員の人たちがもっと手厚い見守りができるのかなというようなことも含めて議論をしていきたいということでもあります。

恐らく、この児童館ということに絞った議論はしておりません。朝に皆様にもお配りしたペーパーを見て、それぞれの意見をいただくという状況になっていますので、個別一つ一つの点検は行っていませんけれども、今言った児童館の問題ですとか、公園の遊具の問題だとか、これは過去からずっと子ども・子育て会議等々でも意見が出ているということを聞いておりますから、それを今回の計画にどう反映するのかという議論をさせていただいています。

●議長

(13時25分)

遠藤議員。

●4番

今、子供たちの居場所というのが、特にみなクルでも多くなってきて、それこそマナーを守ってもらえないという、そういった苦情をちよくちよく聞くことがあり、そこには、コーヒーを飲みに来て、ちょっとくつろいでいたい人もいたり、中学生、高校生があそこで勉強しているという様子もあったり、あと囲碁だとか、何かそういうことで楽しんでいる人たちもいる中で、子供たちがあそこに来て、ちょっとマナーを守らないし、騒がしい風景もたまにあるんだという話を聞かされたときに、早く子供たちの居場所をどこかにつくってやってもらったほうがいいんだという、そういう話を聞いたことがありました。

そうかといって、そうそうすぐに、そんな、はい、わかったと言ってすぐできるものではないんですけど、そういうところに行ってもいいんだけど、マナーはちゃんと守るんだよという、その辺の声かけだとか、親にもそういったことを伝えて、子供にきちっと守らせるという、そういうところも私は大事なんだなというふうに思って聞いたんです。

今後も、児童館のいろんな運営の仕方だとか、そういったところは、この間ちょっと児童館伺ったときに、いろんな行事とかも予定されていて、それを目当てに子供たちが遊びに来たりだとかということがちよくちよくあるようでした。

今後よりたくさんの子供たちが大いに児童館を利用してもらい、そして児童館ならではの活動もいろいろと考えてもらって、時には地域の人たちを招いたり、ボランティア活動をしたりだと、子供たちで運営委員会を作って、そして1カ月の行事を考えたりとかしながら活動していくと、子供が子供を呼んで、そして利用者が、利用する子供たちが増えてきたという、私はそういう事例も聞いているんです。

ですから、将来的に1つに集約するという点について、運営していく中身もいろいろと検討していく必要があるなというふうに思ったものですから、発言させてもらいま

して、私は簡単ですけど、きょうは質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

(5. 8 番 笹木議員の質問・答弁)

(1 3 時 2 8 分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

6 番 笹木議員。

(6 番 登壇)

●6 番

6 番、笹木利津子です。さきの通告に従い、町長に 2 点質問をさせていただきます。

初めに、幼児教育・保育のあり方について伺いたします。

平成 27 年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度は、待機児童の解消と保育の確保と向上を目指し、縦割りにより位置づけが異なっていた幼稚園と保育園を所管として一つにまとめることになり、いわゆる幼保一体化です。これより先に、奈井江町として認定こども園を平成 26 年度より開設いたしました。

国は、新制度に続き平成 28 年に児童福祉法の改正、29 年には保育所、保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育保育要領を同時に改訂し、このたびの無償化と続きます。

そこで、改めて奈井江町としてどのような幼児教育、保育を目指そうとしているのか、基本的な考えをお伺いいたします。

また、幼児教育、保育のあり方を町民と共有することに関して、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、平成 28 年に児童福祉法の改正が行われた際、ゼロ歳から 5 歳という乳幼児の最も成長、発達する時期の保育は、子供とのかかわりに身近にある自治体が責任を持つて行うことを明確にしました。

これらを踏まえ、乳幼児の保育と教育について、奈井江町の果たすべき役割と責任とは何かをお伺いいたします。

次に、保育、教育の質についてお伺いいたします。

改定された保育指針では、子供の自主性を尊重すること、子供の呼びかけにきちんと応え、受けとめてあげる応答的で受容的なかわり方、そういう関係性の中で子供は発達、成長すると考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

また、奈井江町として次世代育成支援計画や就学前プログラムが実施されているのか、

特に就学前プログラムは、保育士や教諭のみならず、保護者を初め全ての人が共有することが大切だと考えます。次世代育成支援計画、就学前プログラムについて御所見をお伺いいたします。

●議長

(13時31分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

まず、幼児教育・保育のあり方ということで、1点目の町が目指す幼児教育・保育の基本的な考え方と、そのあり方の町民との共有ということでもあります。

平成29年に改正されました国の「保育所・保育指針」を初めとする各要領において、子供の発達に対し、小学校に就学するときの資質と能力、そして、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というものが明確化されたようであります。

本町の幼児教育・保育を担っている認定こども園「はぐくみ」においては、この指針に基づき、各年齢に応じた教育・保育を実践しているところではありますが、子供の可能性を伸ばすために、子供の気持ちに寄り添い、共感し、一人一人を大切にした教育・保育を行うとともに、生きる力の基礎となる自立・自信・協同や、豊かな体験を積み重ねて学ぶ力の基礎を養うことを教育・保育の理念に掲げております。

今後につきましても、園児一人一人の個性と豊かな情操、基本的な生活習慣などを育成できる幼児教育・保育を目指してまいりたいと考えています。

また、その実現に向けては、家庭、地域、こども園、学校、そして行政がそれぞれの役割を共有し、幼児教育・保育を推進することが学童期、青年期の伸びやかな発達・成長につながる大切なことだと考えているところでもあります。

2点目の町が果たすべき乳幼児の保育・教育の役割と責任ということですが、乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を提供することが、義務教育やその後の進路への意欲、そして社会で生きていく力の基礎を培うことにつながるものと考えております。

児童福祉法では、市町村の責務として、必要な保育を確保するための措置を講ずることが想定されており、町といたしましても、医療的なケアが必要な子どもの受け入れの検討を含め、多様な保育ニーズに対応するとともに、英語教育や食育など、特色ある教育・保育の実施や、職員の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

3点目の改訂された保育指針の所見並びに次世代育成支援計画、就学前プログラムの実施でありますけれども、「保育所・保育指針」には、保育の基本的事項が定められており、平成29年の改訂によって、3歳未満児の保育の意義が明確化されるとともに、内容の充実が図られたところであり、こども園では、園児一人一人の発達過程や状況を踏まえた個別の支援計画を策定しております。

心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される大変重要な乳幼児期に、何かを伝えようとする意欲や人への信頼関係、自分を肯定する気持ちや、自分の気持ちを相手に表現しようとする気持ちを育てることが必要であり、生涯にわたって社会の中で生きていく人間として、子供の発達で大切なのは人とのかかわりであり、身近な保育者の愛情豊かで受容的・応答的な関わりが重要であると考えているところであります。

次に次世代育成支援行動計画は、平成27年度からの5カ年計画である第1期奈井江町子ども・子育て支援事業計画と一体的に作成し、子ども・子育てのための支援を、総合的に推進するための計画として位置づけているところであります。

現在、来年度からスタートする第2期の事業計画の策定を進めており、アンケート調査の結果や、子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、今年度中に策定してまいります。

次に、就学前プログラムは、小学校教育への円滑に接続していくための、幼児期の教育・保育の方向性や内容等を示すものであります。

本町の取り組みといたしましては、本年度、幼・小・中連携事業として、5歳児と小学2年生との模擬授業体験の実施や、中学校体育専科の教諭が、こども園で指導を行っているところでありますが、来年度に向けては、小学校の教員とこども園の保育者の連携を深め、子どもの小学校生活への適応を図ることを目指し、小学校とも協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

●議長 (13時36分)
町長。

●町長
すいません、ちょっと訂正させていただきます。

先ほど次世代育成支援計画の関係で、第2期の児童計画の策定について、「昨年度」と申し上げたようです。「来年度」からということですので、申しわけありません。修正させていただきます。

●議長 (13時37分)
笹木議員。

●6番
今ほど町長より答弁をいただきましたが、所見として3点ほど伺ったんですけれども、今ほどの町長の答弁を伺う中で、私の中ではこの3点保育教育の質の向上、次世代育成支援の計画、就学前プログラム、しっかり前向きに取り組んでくださっているんだなというように理解をさせていただきました。

矢継ぎ早に、今ほどもお話を、質問をさせていただきましたが、この子供の教育、保育のあり方については、特に、本格的に28年度以降、さまざまな改訂、指針さまざまなものが出てきて、本腰を入れて国としても考えてくれているところなんだなというふ

うに思いました。

認定こども園の指針に基づいて基本的な考え方という部分では、私は先日担当課長、それから園長、それぞれ個人的にちょっと訪問をさせていただいて、改めて認定こども園の部分をいろいろお話を聞かせていただきましたけれども、本当にしっかりさまざまな指針、さまざまな部分で流れてきている、上から流れてきている部分にのっとなって、一生懸命取り組んでくださっているんだなというのは、その園長さん、また担当課長のほうから説明を受けた中で感じ取ることができたんですね。

今ほどすごくうれしかったのは、次世代育成支援計画は、これは来年度からいよいよ本格的にやっていくんだということで、それと、こども園では3歳未満の教育、一番大事な部分ですよ、何もわからないようですよけれども、しっかりさまざまな教育の根っこができ上がるこの時期に、園児一人一人を個別に対応してくださっているという部分では、本当にありがたいなと思いますし、今年また改めて計画を立てて進めていただくということでも、大変安心をいたしました。

就学前プログラムですけれども、小学校とまた認定こども園がしっかりその交流を深める中で、スムーズにこども園から小学校へというその交流の中で、何より子供たちがスムーズに小学校に上がっていくという準備といいますか、そういう部分も前向きに考えてくださっているんだなというふうに伺いました。

これに対しては、私今の町長の答弁をいただいて、再質問という形ではありません。ぜひ今ほど町長が答弁いただいた部分をしっかりいい形で進めていってくださって、奈井江町の子供たちが、大切な子供たちがいい形で成長していくように、前に進めていただきたいという思いであります。

次の質問に移らせていただきます。

次私の質問は、虐待もいじめもない町を目指してについて、町長にお伺いをいたします。

子供の権利への重大な侵害でもある虐待やいじめが後を絶ちません。特に、近年は保護者による虐待やいじめで、最悪子供の命が奪われるという痛ましい、腹立たしい事件が大変多くなっている状況です。

ここで、改めて子供の権利を守るための取り組みと道筋を明らかにすることについてお伺いいたします。

全国の件数として、虐待においては、児童相談所が相談を受け、指導や措置などを行った件数は、一貫して右肩上がりになっており、平成30年度には16万件、学校におけるいじめの件数は54万4,000件で、前年度比13万件増の過去最高。また、年間30日以上欠席となっている不登校の小中学生は、16万5,000人です。前年比2万人増で、こちらも過去最高となっております。

このような状況に、国は子供の権利、またその考え方を特に平成28年度以降法や指針に位置づけたことは、御存じのとおりです。

同じ平成28年には、教育機会均等法が成立し、母子保健法の改正もされました。

また、ことしの6月には、体罰の禁止を明記した児童福祉法が改正され、このように

子供たちの権利、またその仕組みの構築まで矢継ぎ早に多くの分野にわたり、法や指針に位置づけられております。

これは、いじめや虐待の問題を家庭の問題や学校の指導上の問題として捉えるのではなく、子供の権利の問題として国も、地方も捉え直していかなくては解決しないとのあらわれではないでしょうか。

そこで、奈井江町として具体的な道筋を明らかにすべきと考えます。子供支援、子育て支援、保育、教育、母子保健、児童相談所、警察などを含めた虐待防止策の全体構想、グランドデザインを示すことについて、町長の御所見をお伺いいたします、

例えば、冊子などを教材にして、親子で子どもの権利について一緒に学ぶ機会をつくってもよいと思います。子供はもちろんですが、保護者を初め大人も、子どもの権利を正しく理解できることが必要です。

権利条例があっても、知識を深め正しい理解がないと、問題解決のために施策の活用ができないのではないのでしょうか。今後子どもの権利について、普及啓発と教育についてどう行っていくのか、お伺いいたします。

●議長

(13時44分)

町長。

●町長

2点目の虐待もいじめもない町を目指してということでの質問であります。

本当に毎日残念ながら新しい事件が出てきているという状況の中での御質問でありますので、しっかり私どもが捉えていかなければならない大きな課題だというふうに考えております。

児童虐待やいじめなど、子どもが被害に遭う憂慮すべき事案が連日のように報道されている中で、全ての子供が有する大切な権利が侵害されていることに、非常に憤りもありますし、残念でならないところであります。

奈井江町においては、子どもの権利が守られ、自然や人とかかわりの中で、心豊かな人間として成長することを目的にして、一早く「子どもの権利に関する条例」を制定いたしました。

これまでの間、こども園や学校での生活、地域とのかかわりなど、さまざまな場面を活用して、子供が命の大切さやお互いを認め合い、助け合うことを学んでいるほか、子どもの権利広報誌を初め、「学校だより」などでもお知らせをいただいて、保護者や地域の方々への普及啓発に取り組んでいるところであります。

こうした取り組みを進める一方で、虐待やいじめの対応として一番大切なことは、早期の発見と早期の対応ということではありますが、こども園や学校、地域での生活における日ごろからの目配せを始め、学校での児童生徒アンケートなどにより生活状況等の確認を行い、事案が発生した場合には、関係する課、機関が連携を図り対策や支援を検討して、重大な事案となる前に対策を講じているところであります。

本町の全体構想、いわゆるグランドデザインとして、既にこども園や学校、保健センター、教育委員会、警察、児童相談所などの関係機関を初め、民生主任児童委員やPTAなどで組織する要保護児童対策地域協議会を設置し、情報共有を図りながら予防の啓発活動、対策などについて協議をしてまいりました。

加えて、令和2年2月からは、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの母子保健や育児に関する悩みなどへの対応、虐待予防や早期発見など、子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができる環境整備に新たに取り組んでまいりたいと思っております。

子どもの権利の普及啓発につきましては、今後も引き続き町の行事や子供や親子参加のイベントなど、さまざまな場面において、子供が有する権利や相談先などが記載されたパンフレットなどを活用して、理解と周知が図られるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、先ほどの前段の質問もそうですけれども、奈井江町、現在来年度の出生見込みが20人ほどということの中で、少人数であるがゆえに、こども園の例えば保育指針だとか、そういうものをしっかりと小学校につなげる仕組み、今ほどの子どもの権利に関する条例を、親御さんたちもしっかり理解してもらうような取り組み、それはまさに小さい町だからこそ、本当にこれも皆さんで向き合っていけば、実現が可能なことなのではないかなというふうに思っております。

行政的に一方通行ではなくて、実は隣のお母さんが、経験豊かなお母さんが若いお母さんとかかわることでの、これも達成できるかもしれない。そんなことを一つ一つ現場と向き合っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●議長

(13時48分)

笹木議員。

●6番

今ほど町長から答弁をいただいたんですけれども、まず子供たちから直接アンケートをとって、重大な事案になる前に、さまざまな連携機関と連絡をとって対処をするという方向性の話を今ほど答弁いただきましたが、重大な案件になる前の手当という事例が、果たして奈井江町にあったのか。

あったかなかったかだけちょっと教えていただきたいという点が1点と、最近、今ほど町長もおっしゃっていましたが、本当にニュースで重大案件どころか、本当に最終的に子供が亡くなるというような事件が多発しております。

ここで一番問題なのは、子供が被害に遭うまで周りが全く気がついていない。ともすれば、最近の報道ですと、病院なり警察に子供が変だよと連絡してくるのは誰かと言ったら、危害を加えていた親から連絡が来て「動かないんだ」とか、「お風呂でどうだ」とかというような状況がままあるんですね。

だから、そこに至るまでに周りが全く気がつかないという、でも自分に置きかえたと

きに、周りに小さい子供さんがいて、その子が家の中で虐待なり、いじめなりさまざまな状況に遭っていたときに、果たして私自身も気がつくのかなという前に、もっと前にですよ、そこら変に何かいつも気を向けている自分があるのかなという、ちょっとそんな気もしているんです。

そのためにも、多くの大人の方がアンテナをしっかりと張るのが大事だと思いますし、そのための私たちのもっと知識を吸収する、そういう部分にも気が回るというような具体的な方法があれば、これはやっぱり示していただきたいなというものがあるんですけども、この2点について町長に伺いたいと思います。

●議長

(13時50分)

町長。

●町長

まず、重大な事案となり得る案件があったかどうかということでありまして、これらについては、正直一つ一つの事案を私自身が承知しているわけではありませんが、子供同士であったり、親子の関係であったり、いろいろあるんですが、事例として耳に入ってくる中で、放っておいたら大変なことになるよねという思いで、職員と議論したことはあります。

その放っておいたら重大なというのが、私自身がすいません。先ほどの答弁で重大な事案となり得る前にといい方をしましたけれども、どこの段階があるのかということ自体が、なかなか難しいことでもありますし、要は今議員が言ったとおり、本当にしっかりと実は我々が小さなこととして捉えて見ていることが、当事者にとっては重大なことなのかもしれないということも含めて、しっかりと見ていく姿勢を関係者、何よりも親御さんも、近所の人たちも含めて培っていくことなのかなということでもあります。

周りの人が気がつかない状況でということもありますし、本人のアンテナということもありました。本当に今ほども申し上げましたけれども、これは一つ一つ全部状況が違うし、虐待ということで、今ここで議論をしていますけれども、前段のものも含めて例えば不登校の問題ですとか、虐待というのがその親からの虐待だけに絞ることじゃなくて、いろんな状況があるんですけど、たまたま今子供の話をしていますけれども、それら全てのことについては、やはり人事でないというふうに私たち自身が見ていくことしかならないかと思うんですね。

ここまできたらブザーが鳴りますよということでは、実はないと思っていますので、本当に例えば夜中というか、遅くに一人でぽつんと寂しそうに歩いている子供がいたら、そこにどうやって声をかけていくのかとか、本当に一つ一つ周りの大人である私たちが、いつもそこに心を置いていないと、見つけれないのかなという思いがしております。

すいません、本当に具体的な答弁は私自身今持ち合わせておりません。本当に常にやはり自分の身に置きかえて考え、それぞれの周りというか、私たち大人一人一人が見ていくことで、解決というよりも発見ができるのかなという思いだけで申し述べさせてい

たきます。

●議長

(13時54分)

笹木議員。

●6番

何か大変答弁のしづらい質問をしてしまったのかなと、今ほど町長の答弁を聞きながら感じていたところです。抽象的と言えば抽象的な、でも私の思いは少しわかっていたきたいなと思ったのは、今ほど町長が言ったように難しいんですけども、私たちの意識の中に周りの子供が虐待を受けているかな、いじめを受けているかなという意識も、毎日の生活の中でなかなか振り返り思い出すこともないんだなって、事件を報道なんかで見るたびに思うんですよね。自分の周りだったらどうだろう、気がついていたかなという点ですよね。

ですから、また改めてここでせつかく奈井江町にその子どもの権利条例があるわけですから、この条例が紙で終わらず、本当に私たちにとっても生きた条例になっていくことを要望しまして、希望として思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。質問を終わります。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(6. 1番 篠田議員の質問・答弁)

(13時56分)

●議長

篠田議員。

(1番 登壇)

●1番

私のほうは、大綱1点、民間に無償譲渡された2介護施設へ派遣されている職員の最終的な意向確認が11月で終わったようでございますが、この件についてお伺ひします。

この派遣は、平成29年の4月1日から開始され、当初、看護師、准看護師も含めてですけれども9名、作業療法士が1名、介護福祉士、介護助手も含めてですけれども26名、それに事務職が4名、栄養士が2名の合計で42名が派遣されたところでありますが、今現在は、看護師は同数の9名、作業療法士は1名減のゼロ、介護福祉士が5名減の21名、事務職は2名減の2名、栄養士は1名減の1名、全体で33名の派遣者がおられます。

派遣から2年8カ月が経過しており、その間に9名が退職等をしてございます。内訳といたしましては、介護福祉士が5名、作業療法士が1名、栄養士が1名、事務職が2名となっております。このうち事務職は、人事異動で職務に復帰した者と再任用終了後の退職者でございます。

そこで、1点目は、派遣先での業務や勤務体制について問題が生じた場合は、組合と協議し、その結果をもって、当局は責任を持って事業団に業務や勤務体制の改善を求めてきてくれたことと思われませんが、なぜこのように退職者が出てしまったのか、その理由について、どのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、派遣されている職員は、もっと早い形で協議が進むものと思っていたようですが、この年の瀬の間近までずれ込んだとは思ってもみなかったというような声も聞こえます。2年8カ月勤務をし、将来のことも考えて出した、本人の意思を書面で町に提出したと伺っております。最終的な意向確認では、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

(13時59分)

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からの御質問にお答えをしていきたいと思っております。

1点目の派遣期間中に退職した理由についてということではありますが、派遣当初の、今ほど御指摘のとおりであります、平成29年4月には42名の職員が在籍しておりましたけれども、現在までの約2年半の間に9名の職員が退職をしております。

個々の職員の退職の理由については把握をしておりますけれども、内訳としては、再任用の任期满了による退職が、今ほど申し上げたとおりの数字でありますので、改めて申し上げますけれども、そういう状況にあります。それぞれがそれぞれの考えのもとに、重い決断をされたというふうに受けとめているところであります。

2点目の最終的な職員の意向確認の状況についてでありますけれども、9月定例会において、職員の転籍等の意向確認を含めて答弁をさせていただいておりますけれども、その後、職員組合と協議を重ね、要望のありました退職手当の加算について合意がなされ、10月31日に協定を締結しております。

これは、後ほどまた改めて、その条例の中身について御議論いただくこととなりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

この合意を受けて、派遣職員の意向確認を進めておりましたけれども、11月26日付で派遣職員全員から回答をいただきました。回答の内容については、転籍、そして町への復帰、あるいは退職の意向がそれぞれあるところではありますが、従前より申し上げているとおり、奈井江町の地域包括ケアを推進するに当たっては、将来にわたる介護施

設運営について、マンパワーの確保が何よりも重要だと考えております。

派遣職員について、その担い手として活躍していただきたいという思いは、私は今もその思いに変わりはなく、過日も日本介護事業団の対馬理事長と直接お会いをしてお話をさせていただきました。

そして、議員御指摘のとおり、これは強制するものではありませんから、そうは言いながら、彼ら、彼女たちこそが、奈井江町の地域包括ケアを担う本当に担い手として、本当に大切な人たちであり、その力を持っているということを私は思っているし、信じているところであります。

これからも、今後の運営について、その皆さん、当事者たちの意思を尊重しながら、今後のことについて、また御協議をさせていただきたい、当事者たちについても向き合っていきたいなというふうに思っています。

●議長

(14時02分)

篠田議員。

●1番

派遣された職員の方々は、1年目は、奈井江町が従前やっていたような手法での施設の運営に携わっていたわけですがけれども、2年目以降、相手の、事業団の方々の経営に基づいた形での施設運営に協力をしてやってきました。それぞれ皆さん大変苦勞もされた部分もあったようですし、町のほうも、それなりに改善のことを事業団のほうにも要請してくれたのもお聞きをしておりますけれども、先般、11月の5日には、町長がみずから職員の皆さんに、町長の思いというか、お願いやなんかもしたとお聞きをしておりますし、それに対して最終的な文書でもって、職員は回答を出させてもらってますので、それを尊重はしてくださるというお話ですので、もうこの辺できちっとしてあげたほうがいいのかなどは思うんですよね。

それと、一番心配なのは、仮に転籍希望者が少なかった場合、事業団が現在管理している施設、2施設とも現在は満床とのことですが、一部を取りやめたり、入所者を減ずるようなことにはならないかという点もお聞きをしたいなと思います。

それと、職務に復帰する者に対しては、協定のとおり、当局があらゆる努力を尽くしていただく。復帰先は、配置転換及び職種転換等により、当局はあらゆる努力を尽くすというようなことが協定書の中にもございますので、当局のほうもきちっと対応をしていただけるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

●議長

町長。

(14時05分)

●町長

再質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、当然、その派遣職員の回答を紙でいただいておりますけれども、その思いはしっかりと当然受けとめさせていただきますが、先ほども申し上げたとおり、今後の運営ということも含めて、人材の確保ということで、私どももできるだけの協力をしていきたい。入所、利用している人たちの為にとということが一つ。

そして、今の、先ほど申し上げたとおり、その人たちが本当にすばらしい技術と申しますか、そういうものを持っていらっしゃる方々だと私は信じておりますので、その人たちが十分その力を発揮していただけるように、お願いをしていけるものはいきたいというふうに思っています。

ただ、議員がおっしゃるとおり、決して無理強いするものであってはならないし、時期を見てということは今おっしゃいましたけれども、全くそのとおりで思っています。

もう一つは、その後の段階についての話ですけれども、当然のことながら、それぞれ配置転換をしたとしても、それぞれの方たちにしっかりとした担うべき仕事をしていただくということは、これまた当然のことだと思っておりますので、一つ一つしっかりと向き合って対応させていただきます。よろしく申し上げます。

今ほど、施設の運営の部分が大丈夫かということですが、先ほど申し上げたとおり、そういうふうになっては絶対困るわけですから、当然今言ったとおり、私どもも事業団に対してできる限りの応援をしながら、人員の確保やなんかを努めていきたいということでもあります。

●議長

(14時07分)

篠田議員。

●1番

派遣された職員は、それぞれ一生懸命頑張ってきていますので、ただ、この文書で回答したものが、本心というか、最後の派遣者の方の意向でもありますので、その辺を尊重してもらって、あと3カ月ちょっとごさいますけれども、残りの期間、きちっと入所者の対応をしていただけるような環境づくりをやっていってくれるものと思いますので、あまり、お願いもわかるんですけれども、しめる時期をやっていただければなと思いますけど。

●議長

町長。

●町長

要は、ごめんなさい、議員の思いは、何回も何回も説得して、職員の心理的負担を重ねないようにしなさいよという御指摘だと思います。全くそのとおりですから、そのことについては、何回も繰り返すとおり、しっかりと受けとめさせていただきます。

ただ、ただというのも変なんですけども、もしそれで、当然一人一人全部違う状況に

ありますから、もしそれで改めて考え直してくれる可能性がある方がいるとしたら、そのところも私どもは判断をさせていただかなければならないのかなというふうに思っています。

何よりも、ここの、私の身内にもおりますけども、施設を利用している人たちにとって、本当にいろんなことが体験できる。そして、例えば買い物にも行かせてもらえるとか、いろんなことでの変わってきているという状況は伺っておりますから、本当に行政が持っていたもののいいところ、そして民間が持っているいいところ、それぞれがちゃんとかみ合って、奈井江町の地域包括ケアが回っていくように、その思いはきっと変わらないと思っていますので、それと、そこを担うのが職員だということについては、私も十分認識をしているところでありますから、そのつもりで対応していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

終了いたします。この時計で20分まで休憩といたします。

(休憩)

(14時10分)

日程第1 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時19分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議案第4号「奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第4回定例会ご出席大変お疲れさまでございます。それでは、議案の第4号について説明を申し上げます。

議案書の38ページをお開きください。

本案につきましては、令和元年の人事院勧告による給与の改正及び社会福祉法人日本介護事業団に派遣をしている職員が派遣期間満了となります令和2年3月31日に退職する場合の勧奨退職を行うため、関連条例の一部を改正しようとするものでございます。この後、担当参事より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

それでは、議案第4号「奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。

議会資料28ページ、資料2をご覧くださいと思います。

まず、第1条に規定する給料表について申し上げますが、本年度の人事院勧告に基づき、初任給の引上げを含む若年層の給料で平均改定率0.1%の引き上げであります。

次に、期末勤勉手当の支給率であります。特別職の期末手当で6月、12月、それぞれ0.025月分、合計で0.05月分の引き上げ、職員の勤勉手当では、今年度12月分で0.05月分を引き上げ、令和2年度以降、6月と12月でこれを均等に配分するものであります。

この条例は、公布の日から施行し、本年度分の改定分につきましては平成31年4月1日から、令和2年度分は令和2年4月1日からの適用となります。

第2条に規定する住宅手当に関してでございますが、民間等の状況を踏まえて手当支給の基礎となる家賃の下限を1万6千円に、上限額を2万8千円にそれぞれ引き上げ、令和2年4月1日から適用するものであります。

続きまして、資料29ページ、資料3をお開きをいただきたいと思っております。

条例の附則におきまして、令和2年3月末で退職となる派遣職員の退職金の支給について規定をしたものでございます。日本介護事業団の派遣終了に伴い、令和2年3月末で退職する職員に対して勸奨退職として退職手当の算定基礎となる給料を月額番号を昇給する規定を定めたものでございます。

1の加算の方法でございますが、1点目には日本介護事業団へ転籍する職員について最大150号俸として右の表にありますとおり、年齢による調整を行って昇給するものであります。あわせて、退職時の給与を参考に65歳まで働いた場合を想定して転籍後なお生涯年収が減額すると見込まれる職員に対して、最大350号俸まで昇給するものであります。

2点目につきましては、日本介護事業団へ転籍をせず令和2年3月末に退職をする職員に対して、最大70号俸まで昇給するものであります。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、篠田議員。

● 1 番

今の説明でありましたように、事業団に派遣されている職員の勧奨退職扱いにすることなんですけども、人数がわかんないからあれなのかな、平均的なプラス額だとか、逆にもう一点は、退職手当組合の追加負担金が発生してくると思うんですけども、見込み額分かれば教えていただきたいです。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

今の見込み額という部分につきましては、職員の面談で資料を通して、職員にもそれぞれ数字を示してご説明を申し上げたということから、実は一応全員を転籍と置きかえた場合という形で試算をして資料を保持してございまして、それで申し上げますと1人当たりの平均でいきますと、加算する額というのが235万8千円と今捉えているところでございます。

それから、今おっしゃられたとおり退職手当の負担金の関係、今年度の影響として出てくるわけですが、今の退職手当組合の負担金のルールといたしましては、通常面普通負担金という部分と、事前に若干の上乗せといいますか、追加負担金というこの2種類でもって納める形をとっておりますが、これが実際3年ごとに清算行為が行われるという形になりますので、今回支給されるのが令和元年度分ということの区分になるんですが、この令和元年から3年度の状況に応じて、令和4年度に清算が行われるという形になってございます。

そこで、これも同じように全員が転籍した場合のということで試算をしたところによりますと、総額で約7,700万円の金額になります。それで、これに対応するため、令和4年度に一度に上乗せになるということでございますで、今、令和2年度と令和3年度に事前の追加負担金というのを従前の負担率にさらに上乗せをして、高率で負担をして金額にいたしますと約3,400万円程度になるんですが、これを事前に2年度分で負担をして、なるべく年度間の平準化を図りたいというような形で今、退職手当組合と今協議をさせていただいているところでございます。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時28分)

●議長

日程第7、議案第7号「奈井江町老人福祉寮設置条例を廃止する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の66ページをお開きください。

議案第7号でございます。

本案で上程いたしますのは、町立国保病院の北側にあります老人福祉寮「かおる荘」についてでございます。老朽化等に課題のありました「かおる荘」の入居中のお二方につきまして、かねてより移転についての話し合いを行ってきたところでございますが、10月に入りまして高齢者生活福祉センター「ひだまり」への転居が完了となったことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則において施設期日を1月1日とし、また議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例におけます老人福祉寮の規定についても削除をするものでございます。

以上、議案第7号について説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は地方自治法第244条の2第2項の規定により特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

また、この場合は議長も表決権を有します。表決権を有する只今の出席議員数は9名であります。

これより議案第7号を起立により採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご着席ください。起立9名であります。

議案第7号は3分の2以上の賛成者がおりましたので、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時30分)

●議長

日程第8、議案第12号「奈井江町森林環境譲与税基金条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 83 ページをお開きください。

議案第 12 号について説明を申し上げます。

本案は、森林所有者の高齢化や林業の担い手不足等により、森林整備が進まない中であって、森林の整備等に関する施策を推進すべく平成 31 年 3 月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布されたのを受けまして施行しようとするものでございます。

国から譲与されます森林環境譲与税を財源に、本町の森林の整備等に活用するための基金を設けるため、本条例を制定をし、事業の推進に期するものでございます。

詳細につきまして、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

定例会出席大変ご苦労さまでございます。それでは、議案第 12 号「奈井江町森林環境譲与税基金条例」につきましてご説明させていただきますので、同じく 83 ページをお開き願います。

第 1 条は設置であり、国から譲与される森林環境譲与税を財源とし、本町の森林整備とその促進の費用に充てるため、地方自治法の規定に基づき基金を設置するものであります。

第 2 条では、基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算の定める額とし、第 3 条では管理として最も確実かつ有利な方法により保管することと定めております。

第 5 条では、町長が財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法のほか、記載の事項を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものと定めております。

第 6 条は、基金の処分規定であり、第 1 条に規定する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができることと定めております。

なお、この譲与税の用途については、法令により森林整備に関する費用、森林整備の促進に関する費用といった森林整備の推進や林業就業者の人材育成、担い手確保等と定められておりますが、森林整備の需要量を増やすために使わなければならない。既存の林務予算に充当せず上乗せをすること。市町村が所有する市町村有林への用途は不可などの条件など、概要は示されておりますが、その詳細につきましてはこれから示されてくる予定であり、振興局林務課など関係機関と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、奈井江町森林環境譲与税基金条例の指定について、ご説明を申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時34分)

●議長

日程第9、議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号の一般会計補正予算(第5号)について、説明を申し上げます。

第5号につきましては、歳入歳出それぞれ総額に3,258万5千円を追加し、その総額を47億3,662万5千円とするものでございます。

それでは、歳出より内容について説明を申し上げます。

10ページをご覧ください。

1款の議会では、会議の録音システム機器の購入で151万6千円を追加、2款1項1目では、その他一般行政に要する経費で、台風19号の災害義援金30万円を追加してございます。

11ページにわたるふるさと応援寄附金事業に要する経費では、返礼品の購入費用のほか、送料、業務支援サービス手数料で533万2千円を追加、4目の財産管理費ではまちづくり定住促進対策事業に要する経費で定住促進助成金1,725万円を追加計上してございます。

12ページにわたります6目の交通安全対策費であります。来年1月から実施をしようと思っております運転免許証の自主返納策として、対象は本年1月から返納者を対象としたいというふうに考えてございますが、返納を行った方に対しまして、町営バスまたは乗合タクシーの乗車券、加えて商工会のふれあいチケットを交付するための経費として21万円を追加計上してございます。

防犯灯に要する経費では、地区からの要望によります防犯灯安定器取り替え修繕で45万9千を追加。10目ではご寄附による積立金、82万円を追加しております。15目の森林環境譲与税基金では、本年度より新設の森林環境譲与税の基金積立金113万1千円を追加しております。

13ページにわたります3款1項2目では、国民年金システムの改修負担金で11万4千円を追加、3目老人福祉費では後期高齢者医療保険に要する経費で、療養給付費負担金の平成30年度分の精査により60万3千円を追加、7目では「かおる荘」の廃止に伴います207万円の減額計上のほか、14ページになりますけれども、高齢者生活福祉センターひだまりの居室の修繕ということで55万円を追加計上してございます。8目の高齢者対策費では16ページにわたりますが、人事異動等による人件費の見込み精査を行ったところでございます。

17ページをご覧ください。2項3目児童福祉施設費では、明年2月から改正予定の子育て世代包括支援センターの整備のための備品購入費で182万円を追加計上。

4款1項2目の予防費では、過年度に発行いたしました町の計画書のイラスト等の使用料で96万2千円を追加したところでございます。

18ページをお開きください。6款1項1目では、農業委員会活動促進事業に要する経費で、国のシステムを利用した農地情報修正地図のデータ作成更新委託料で150万円を追加、農地保有合理化事業等に要する経費では、農地買入件数の増による旅費、消耗品費、合わせて5万6千円を追加、国有農地等管理事務に要する経費では、高島東の国有農地の管理経費で2万5千円を追加してございます。

19ページにわたります3目では、農業振興費の要する経費ではヒグマの捕獲奨励金2万円を追加計上、多面的機能支払い交付金に要する経費では、対象面積の増による交付金等で75万2千円を追加、奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、同協議会の農地情報管理システムの更新経費21万7千円を追加してございます。5目では、

道営土地改良事業に要する経費で、中心経営体農地集積促進事業補助金の対象面積の増によりまして157万8千円を追加しております。

20ページをご覧ください。道営換地計画委託業務に要する経費では、人件費の見込み精査を行ってございます。

21ページをご覧ください。7款1項6目の温泉施設費では、奈井江温泉の休止に伴いまして、役務費で雪下ろし費用34万円を追加したほか、他の費目で見込み精査を行いまして2,473万円を減額したところであります。

22ページにわたる8款2項1目では、道道の維持補修及び除雪委託料で711万7千円を追加、4項2目下水道費では、下水道事業会計への繰出金の見込み精査を行い、145万9千円を追加。10款6項3目給食費では給食組合への負担金の見込み精査を行い、53万2千円を減額しております。

24ページにわたります12款1項1目では、人事異動及び人事院勧告による予算補正で1,492万9千円を追加したところでございます。

引き続き歳入について説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

2款4項に新たに森林環境譲与税を新設し、113万1千円を追加。13款1項2目では老人福祉使用料で51万円を減額。14款2項2目では子ども子育て支援交付金で59万円を追加、3款2目では協力連携事務委託金で11万4千円を追加。

7ページにわたります4目農林水産業費委託費では、国有農地等管理事務交付金で2万1千円を追加してございます。15款2項2目の民生費道補助金では、子ども子育て支援交付金で59万円を追加、4目農林水産業費道補助金では、農業委員会交付金を含む5つ補助金で343万2千円を追加、3項2目土木費委託金では道路施設維持管理委託金で711万7千円を追加してございます。

8ページをご覧ください。17款の寄附金では商工会の飲料業部会様、伊月光夫様、臼杵新一様、また匿名希望の方1名の方からのご寄附によりまして82万円を追加、またふるさと納税で1千万円と追加してございます。

20款4項2目では、道営換地計画受託事業収入10万円を追加、5項1目の雑入ですが、社会保険料で13万2千円の減額、事業関連雑収入で892万9千円を追加、農地保有合理化事業委託金で5万6千円を追加してございます。

9ページをご覧ください。21款1項1目の過疎債であります、温泉施設等改修工事で1,520万円の減額をしてございます。以上におけます歳入歳出の差、1,552万7千円につきましては、財政調整基金からの繰り入れを同額追加を行い、収支の均等を図ったところでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番、竹森議員。

● 3番

いわゆるふるさと納税について歳入と歳出についてそれぞれ伺いたいと思います。

8ページの歳入について、寄附金ですね、今、説明ありましたように1,082万円補正あったうち1千万円のふるさと納税増額補正ということで、私も9月に一般質問して、いろいろ問題点を出したんですけども、7月末の現在で奈井江町のふるさと納税額が518万円、先ほどホームページ上で10月末を調べると1,740万円ということで、ぐんと上がって、かなり成績が上がったなという感じをしております。

1千万円増額したということは、当初予算では3千万くらいの感じだったと思うんですけども、どのくらいの予想をしているのか、現在、11月末現在ぐらいのを立てて予想していると思うので、それを知りたいのが1点と、10ページですね、歳出、総務費の一般管理費の中で、ふるさと応援寄附金事業に要する経費の中で説明があったんですけども、10月の末ごろだったかな、町長が新聞紙上でふるさと納税に関して、お米に奈井江町の袋というか、パッケージでやるというのが載っていたんですけど、それが多分この中に含まれているという感じなのか、それについて伺いたいと思います。

●議長

一応今の竹森議員の質疑、終わりましたからお願いします。

答弁を求めます。竹森議員の質疑に対する。

企画財政課長。

●企画財政課長

ただいまの竹森議員のご質問にお答えをしたいと思います。まずふるさと納税の、まず収入の部分でございますが、11月末現在の実績を申しますと、件数にしますと176件、累計でいきますと729件の、金額にしますと2,355万5千円の実績となっております。

過去の実績と比較をしますと、飛躍的に伸びているという状況にはまだ至っているわけではございませんが、当初予定をしておりました3千万円につきましては確実に上回るということで判断をいたしまして、歳入また関連する歳出の予算を追加させていただいた状況でございます。

また、金額が伸びている一つの要因としては、インターネットのポータルサイトを1社追加したということも、効果が出ているのではないかと考えております。引き続き、一人でも多くの方にご指示いただけるように、努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、お米を送る際の奈井江町の名前が入った箱のお話だと思っておりますが、その箱につきましては昨年度農協さんのほうで作られたものになるんですが、農政のほうで見えております農業担い手基金の関係の予算のほうから支援といいますか、助成をしながら実施したものでございまして、今回の歳出予算のほうには含まれておりませんので、ご

理解をいただければと思います。

●議長

3番、竹森議員。

●3番

支出のほうだったんですけども、今回入っていないということで、本当はちょっと文句を言おうかなと思ったんですけども、本来やはりこういうふるさと納税の返礼品というのは、やられている業者さんが奈井江町なら奈井江町というパッケージをつくっていただいてやるというのが本筋で、今回そういうことでないということです、理解してこれで終わります。

●議長

ほかに。

1番篠田議員。

●1番

ふるさと納税の関係なんですけれども、寄附額が伸びてきているのは大変よい傾向だとは思いますが、ちょっと担当にお聞きをしますと、3万円の寄附で玄米30キロっていうのが、何か結構人気があるというようなお話を伺っています。在庫的な部分もあるんでしょうけれども、これらの部分、まだ余裕があるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

●議長

答弁、誰ですか。

企画財政課長。

●企画財政課長

ただいまの篠田議員のご質問でございますが、11月末の時点の実績で申しますと、今議員のほうからお話ありました「ゆめぴりか」の玄米30キロですか、金額で申しますと633万円ということで、これが一番金大きなウエートを占めている状況でございます。農協さんのほうが提供者ということでご協力をいただいておりますが、非常に人気も高いということで、少しでも多く提供していただけるように、再三にわたりまして協議をしながら進めておりますが、現在400件ということで、今農協と協議をしております。11月末でいきますと既に211件ほど約半分近く出ております。この12月でどのくらい出るかちょっとまだわかりませんが、予定の件数が増えたとしても、また農協さんとも何とか協議をしながら、少しでも提供できるように協議をしまして

たいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時51分)

●議長

日程第10、議案第2号「令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の26ページをお開きください。

議案第2号は、下水道事業会計補正予算の第2号についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万9千円を追加をし、その総額を4億2,545万9千円とするものでございます。

それでは、初めに歳出より説明を申し上げます。30ページをお開きください。

1款1項1目の総務管理費では、消費税及び石狩川流域下水道組合負担金の見込み精査により134万円を追加計上、31ページにわたります3款3項1目の下水道維持費では、人事院勧告による人件費の見込み精査を行い1万9千を追加してございます。

次に、歳入について説明をいたします。29ページにお戻りください。

6款1項1目の下水道事業債では10万円を減額計上、この町債の予算補正によりまして、歳出の2款公債費においては財源の振り替えを行ったところでございます。

以上におけます歳入歳出の差145万9千円につきましては、一般会計からの繰入金を追加をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時54分)

●議長

日程第11、議案第3号「令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の33ページをお開きください。

議案第3号は、国民健康保険病院事業会計補正予算の第1号であります。

第1条をご覧ください。予算書の元号の表示につきまして、令和に統一をすることとしてございます。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額を補正することとして記載をしております。収益的収入におきましては529万1千円を減じて9億7,088万9千円とし、収益的支出につきましては292万6千円を減じて10億8,583万3千円とするものとしてございます。

それでは、補正の内容について歳出より説明をしたいと思いますが、今回の予算補正につきましては、人事院勧告及び人事異動等による人件費の見込み精査でございます。

35ページをご覧ください。病院事業費用医業費用の1目給与費では168万2千円、次ページの3目経費で59万8千円を減額、医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費で64万6千円を減額してございます。

次に、収益的収入の説明をいたします。35ページにお戻りください。

病院事業収益の医業外収益の3目負担金及び交付金で、職員の人件費にかかわる保健センターからの負担金529万1千円を減額計上してございます。

以上の結果、単年度の実質収支で1億2,667万円の赤字、繰り越し実質収支で6,818万3千円の赤字を見込んだところでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。12月12日は議案調査のため休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。12月12日は休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

これにて、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、12月13日は10時より会議を再開します。皆さん、大変ご苦労さまでございました。

(14時57分)

令和元年第4回奈井江町議会定例会

令和元年12月13日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第5号 奈井江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第6号 奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第8号 奈井江町水道料金助成条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第9号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第10号 奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例
- 議案第11号 奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 第 7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 第 9 選挙第1号 奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第10 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第11 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第12 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 篠田茂美 | 2番 | 大関光敏 |
| 3番 | 竹森毅 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 笹木利津子 |
| 7番 | 森山務 | 8番 | 大矢雅史 |
| 9番 | 森岡新二 | | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三	本	英	司
副	町	長	相	澤	公
教	育	長	萬	博	文
総	務	課	参	事	碓
保	健	福	祉	課	参
会	計	管	理	者	小
企	画	財	政	課	横
町	民	生	活	課	長
建	設	環	境	課	長
産	業	観	光	課	長
保	健	福	祉	課	長
保	健	福	祉	課	課
教	育	委	員	会	事
町	立	病	院	事	務
代	表	監	査	委	員
農	業	委	員	会	会

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

開会

●議長

第 4 回定例会最終日、ご出席大変ご苦労さまでございます。

ただいま、出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これから会議を再開を致します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番篠田議員、8 番大矢議員を指名を致します。

日程第 2 議案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 2、議案第 5 号「奈井江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第 4 回定例会最終日、ご出席大変お疲れさまでございます。

議案書の 64 ページをご覧ください。

議案の第 5 号について説明を申し上げます。

本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴いまして、今まで国で定められていた災害援護資金の保証人と貸付利率と償還方法につきまして、市町村の条例で制定ができるようになったことから、東日本大震災時の負担軽減の特例と同様の条例改正を行いたく、第 14 条におきましては、保証人の設置義務を任意とする一方で、貸付利率につきましては、現行の 3% から、保証人を立てない場合は 1.5%、保証人を立てる場合は無利子とするものでございます。

また、15条におきましては、償還の方法であります。現行、年賦及び半年賦償還であります。これに月賦償還を加え、利用者の利便性を高めようとするものでございます。

以上、議案第5号について、説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時01分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の65ページをお開きください。

議案第6号について説明申し上げます。

本案につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正に伴い、住民票への記載事項の記載を、コンピュータ化された住民票においては、磁気ディスクへの記録と読みかえることとして文言を整理されました住民基本台帳法の規定に合わせて改正を行うものでございます。

附則におきまして、本年12月14日より施行するとしております。

以上、条例改正の概要についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第8号「奈井江町水道料金助成条例の一部を改正する条例」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の67ページをお開きください。

議案第8号について説明申し上げます。

本案は、中空知広域水道企業団の水道料金が令和2年4月1日から改正されることに伴い、家事用の水道料金の基本料金に対する助成額につきましても同様の改定率を用いて、現行「216円」から「234円」の助成に、また、1カ月の使用期間が15日以下等、一定の基準を満たす場合の基本料金が半額となりますが、この場合の助成額を「108円」から「117円」に改正しようとするものでございます。

以上、条例改正の内容について説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第5、議案第9号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の68ページをお開きください。

議案第9号について説明申し上げます。

本案につきましては、成年被後見人等の人権の尊重、不当な差別の見直しなどを目的に整備をされた関係法律の施行に伴います地方公務員法等の一部改正及び文言の整理に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

主な内容と致しましては、第2条の奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例では、成年被後見人に係る文言の整理、第3条、奈井江町職員等の旅費に関する条例、次ページにわたります奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、国に準じて成年被後見人の文言を単純に削除してございます。

以上、条例改正の内容について説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号及び議案第11号の一括上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第6、議案第10号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」及び議案第11号「奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例」、以上2議案を一括議題と致します。

一括議題の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の70ページからになります議案第10号、また、議案書の78ページからになります議案第11号について説明を申し上げますが、本条例の改正の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に基づきまして、地方公共団体における行政需要の多様化に対応して雇用される臨時非常勤職員について、適正な任用、勤務条件を確保することを目的に、新たに会計年度任用職員制度を創設するものでございます。

その概要につきまして、担当参事より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

それでは、議案第10号並びに議案第11号の概要についてご説明を申し上げます。

議会資料の38ページ、資料9をお開きをいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に基づいて、新たに

会計年度任用職員制度が創設され、関係条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、まず、勤務時間が常勤職員より短い時間のパートタイム職員につきましては、次に説明致しますフルタイム職員に適用する給料表に基づいて、従来の賃金が報酬として支給されるほか、週に15.50時間以上勤務する者には期末手当が支給され、保険については、社会保険が適用されるというものでございます。

次に、正規職員と同等時間勤務をするフルタイム職員につきましては、給料表を用いた給料に加え、期末手当を含む各種手当が支給されるほか、保険は共済組合の加入、退職手当は退職手当組合の基準により支給されるというものでございます。

なお、期末手当につきましては、原則経過措置がとられまして、1年から2年目は一定の率の低減がなされ、3年目に満額が支給される内容となっております。

この条例は、令和2年4月1日からの適用となりますが、現在の臨時職員の雇用状況を申し上げますと、一般会計ではフルタイム14人、パートタイム34人、企業会計ではフルタイム12人、パートタイム8人、総合計で68人となります。この新たな仕組みに伴います経費につきまして、現在の賃金との差で比較致しますと、約2,800万円の増額が見込まれているところでございます。

なお、この財源につきましては、まだ詳細は示されておりませんが、総務省からは、地方財政措置を講じて地方交付税で補填するということが説明をされているところでございます。

以上、議案第10号並びに議案第11号の概要についてご説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりました。

議案第10号及び議案第11号の審議、採決を1件ずつ進めてまいります。

まず、議案第10号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例」に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第7、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」であります。奈井江町人権擁護委員、井澤一美氏が令和2年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き井澤氏に委員をお願い致したく、町議会の意見を諮うところであり、令和元年12月11日提出、奈井江町長。

履歴につきましては、次ページをご覧くださいと思います。

よろしくお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定を致しました。

日程第8 諮問第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第8、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

まず、冒頭申しわけございません。先ほど井澤「かずみ」と申し上げたと思えます。井澤「ひとみ」さんの誤りですので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、諮問第2号であります。同じく「人権擁護委員の推薦について」ということで、奈井江町の人権擁護委員でありました萬孝志氏が令和元年9月23日逝去されました。そのような状況の中で、今欠員が生じておりますので、後任に鈴木智氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦致したく、町議会の意見を諮うものであります。令和元年12月11日提出、奈井江町長三本英司。

履歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思えます。

よろしくお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第2号を採決します。

本件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定を致しました。

日程第9 選挙第1号の上程・説明・選挙

(10時15分)

●議長

日程第9、選挙第1号「奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を行います。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

選挙第1号「奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」、奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員が全員令和元年12月22日任期満了となるので、地方自治法第182条及び同条第2項の規定に基づき、同委員並びに補充員の選挙を行う。

選挙管理委員会委員、桃木良子氏、鈴木正憲氏、桑島雅憲氏、鈴木陽子氏、同補充員、鈴木敏正氏、首藤勝義氏、山崎由美子氏、業天泰美氏。

以上でございます。

●議長

お諮りします。選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定を致しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定を致しました。

選挙管理委員には、桃木良子氏、鈴木正憲氏、桑島雅憲氏、鈴木陽子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

ただいま指名を致しました、桃木良子氏、鈴木正憲氏、桑島雅憲氏、鈴木陽子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員の補充員には、鈴木敏正氏、首藤勝義氏、山崎由美子氏、業天泰美氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

ただいま指名しました、鈴木敏正氏、首藤勝義氏、山崎由美子氏、業天泰美氏、以上の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序につきましては、ただいま議長が指名しました順序に致したいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定を致しました。

日程第10 調査第1号の上程・説明・付託

(10時18分)

●議長

日程第10、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題と致します。事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審

査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和元年12月13日提出、奈井江町議会議長。

記と致しまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定を致しました。

日程第11 調査第2号の上程・説明・付託

（10時19分）

●議長

日程第11、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題と致します。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和元年12月13日提出、奈井江町議会議長。

記と致しまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号・調査事項、調査第1号・第6期まちづくり計画後期実施計画の策定状況について、調査第2号・町立国保病院の管理運営について、調査第3号・指定管理者制度について、調査日程、5日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第12 調査第3号の上程・説明・付託

(10時20分)

●議長

日程第12、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題と致します。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和元年12月13日提出、奈井江町議会議長。

記と致しまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定を致しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了致しました。
これにて、令和元年奈井江町議会第4回定例会を閉会と致します。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時21分)